

**救援・復旧対策  
の実施**

**4**





## 防災総合訓練

1996年1月17日

震災から1年目の1月17日、武庫川河川敷公園で防災総合訓練を実施した。

災害発生時に市と県、自衛隊、各事業所などが緊密に連携協力し、迅速に対応できるよう行ったもので、約550人が参加。

震度7の激震を想定し、負傷者の救出、被害状況の把握、緊急物資の搬送などのほか、ボランティアによる炊き出し活動なども実施。かつてない規模の訓練に、参加者は真剣な表情で取り組んだ。







防災訓練開始前、全員で一分間の黙禱



実戦さながらの消火訓練



救出・救助訓練



ヘリコプターによる救援物資の輸送訓練



応急給水訓練



阪神広域災害支援による、非常食の積み下ろし訓練



ボランティアによる炊き出し訓練



# 第4章 救援・復旧対策の実施

## 1 人的対策

### (1) 組織の改正等

県南部地震で被害を受けた市街地の復興事業推進などのため、平成7年4月1日付で組織を一部改編した。

主な改正内容は、都市開発部を都市復興部に改称し、部内の組織編成を変更し、まちづくり推進室、宝塚駅前再開発室、新都市推進室を廃止するととも

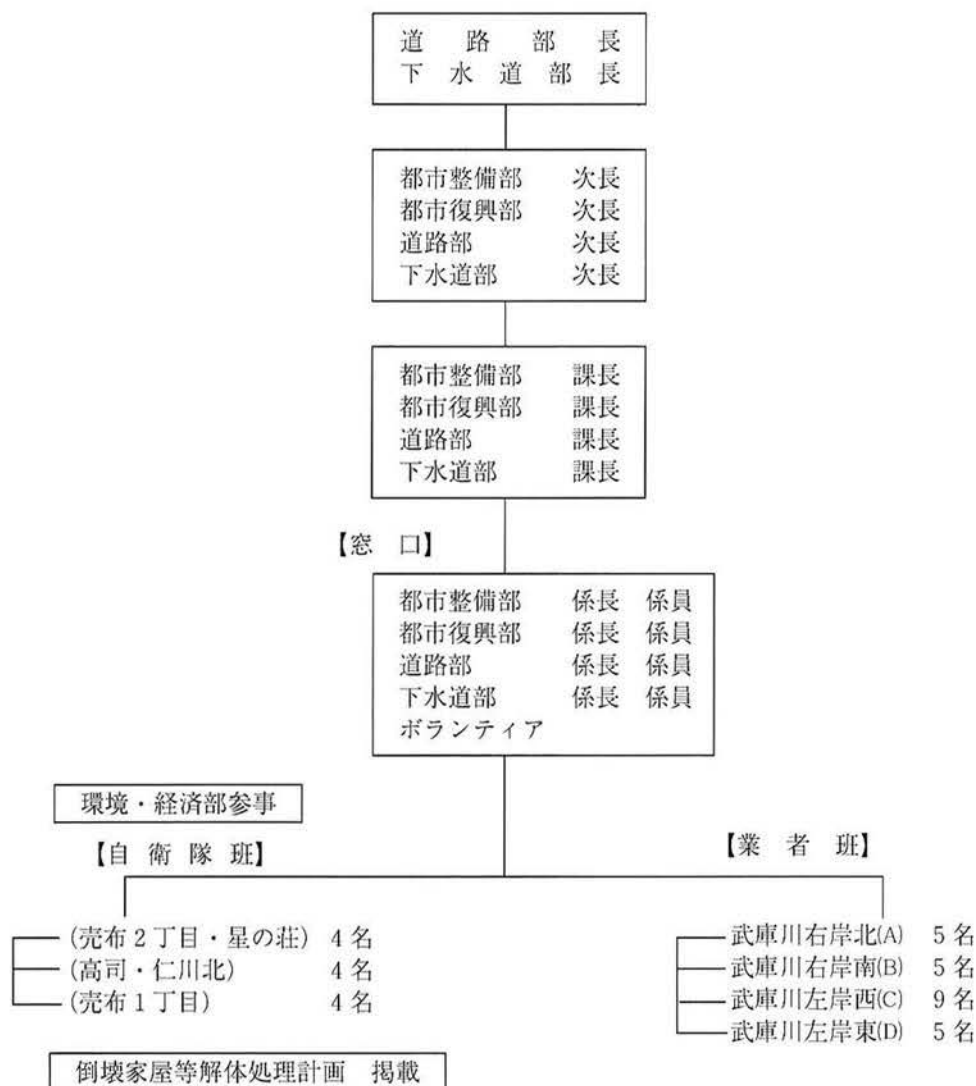
に、開発計画課、再開発事業課、区画整理事業課などの6課を、宝塚駅前再開発担当湯本再開発・優良建築物担当、売布・仁川再開発担当、中筋北区画整理担当、高区画整理担当、小林・中筋南区画整理担当、住環境整備担当に改めた。(次頁の表、参照)

### (2) プロジェクトチームの設置

平成7年1月19日、倒壊家屋処理について4部(都市整備部、都市復興部、道路部、下水道部)協議により、宝塚市解体処理方針を決定し、倒壊家屋解体プロジェクトチームを設置した。

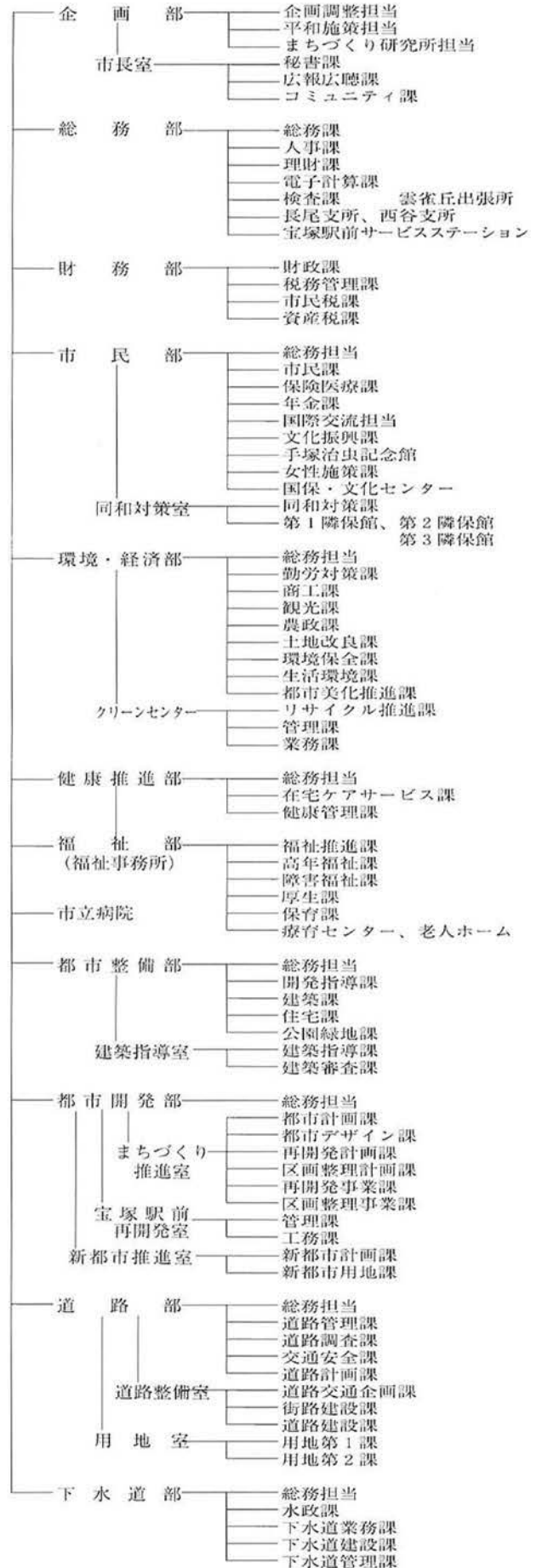
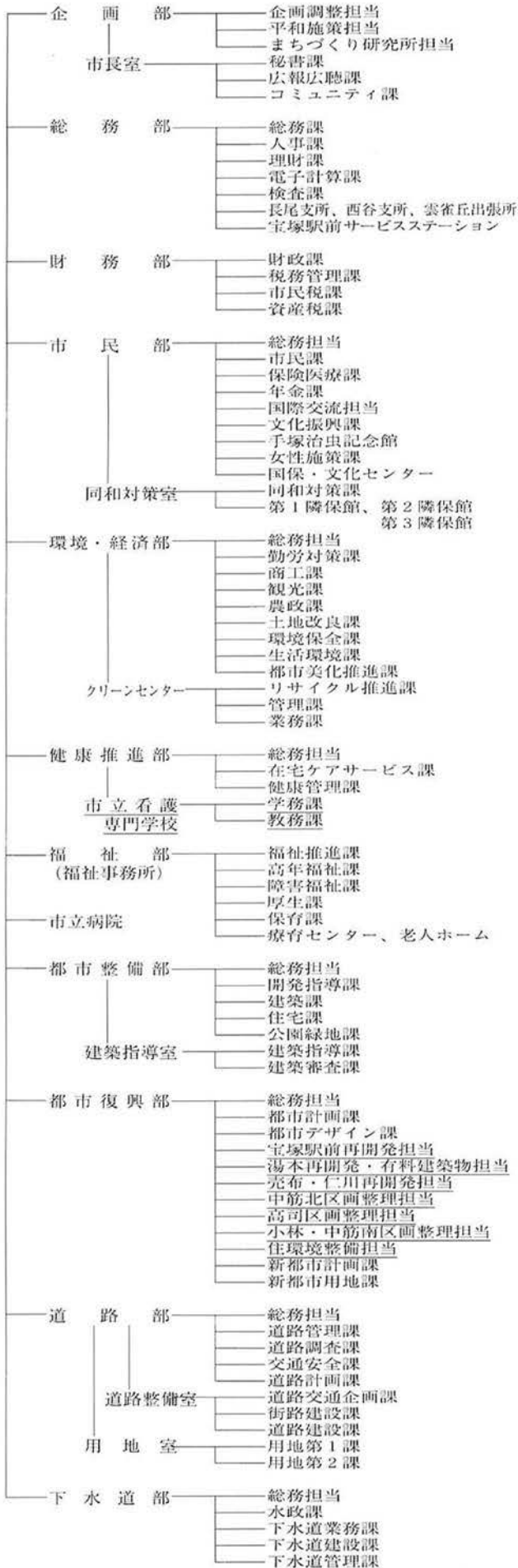
倒壊家屋解体プロジェクトチーム

平成7年2月17日現在



(新) 12部80課 (18担当含む)

(旧) 12部77課 (11担当含む)



## 倒壊家屋等解体処理計画

平成7年3月6日

道路部・下水道部

### 1 処理方針

解体・処理の申し込みがあり、解体・処理対象家屋等とすることに決定したもので、緊急性の高いものから順次解体に着手し、工作物等の解体についても順次着手する。

### 2 解体対象物件（見込み）

解体申し込みの受付期間は正式には2月20日までであったが、現在もなお少数ではあるが申し込みが続いている。2月末日までに家屋所有者から提出された申込書の受付件数及び申込書の手渡し件数を参考に、現時点での解体処理実行見込み戸数は約4,900戸で、この内市による解体戸数は約3,800戸、自己解体は1,100戸と見込まれる。

申込等受付件数 6,070件（平成7年2月28日現在）

|      |           |        |
|------|-----------|--------|
| 【内訳】 | ① 家屋解体申込  | 4,869件 |
|      | 市解体分      | 3,729件 |
|      | 自己解体      | 1,140件 |
|      | ② ブロック塀除去 | 392件   |
|      | ③ 瓦礫処分    | 809件   |

### 3 解体の方法

解体処理を行う家屋のうち、緊急性があり一定の要件を具備するものについては、一部自衛隊により解体するものとし、その他は全て業者による解体処理とする。

#### (1) 自衛隊 3班（最大4班）

- ・木造家屋を担当
- ・売布1丁目・売布2丁目・星の荘地区から着手し、順次地域を定めて実施
- ・処理計画戸数 150戸

#### (2) 業者班 150班（111社が単価契約見込み）

- ・市内全域
- ・処理計画戸数 3,650戸

### 4 解体処理期間 約4ヶ月

解体処理を行う家屋については、全て5月の末日迄に完了することを目指す。

（雨期までに完了）

自衛隊班 ・平成7年2月7日～平成7年3月31日まで

業者班 ・平成7年2月13日～平成7年5月31日まで

### 5 廃棄物の仮置場

- 可燃物 大阪砕石及びサングリーン開発地
- 不燃物 武庫川河川敷及びサングリーン開発地

### 6 その他

自衛隊の従事期間、班編成の変更により、また、業者の施工能力に変更が生じたときは、別途の方法を用いて期間内の完了を目指すものとする。

## 2 財政対策

### (1) 震災復旧に対する国等への要望活動

震災発生後ただちに、被災者の生活安定と、復旧にむけての財源の手立て等に関して、市単独又は被災各市と合同で、国及び県による支援についての要望活動を実施した。

要望の主な内容は、住宅に困窮する被災者に対する抜本的な住宅対策、被災者の生活支援対策、復興事業にかかる地方財政支援措置など。要望先、要望年月日などは次のとおりである。

#### ① 国等への主な要望事項

- 震災復興事業にかかる起債対象範囲の拡大及び償還期限、措置期間の大幅な延長について
- 復興住宅の供給と被災市街地面的整備事業等にかかる財政支援について
- 被災者の生活支援・その他財政支援について
- 災害公営住宅等の公的住宅施策に対する財政支援について
- 危険民有宅地の復旧に対する財政支援について
- 倒壊家屋等解体処理に係る財政支援について
- 応急仮設住宅の環境向上について
- 災害公営住宅建設用地に係る国庫補助制度の創設について
- 普通交付税不交付団体に対する財政上の配慮について
- 地盤が変動した住宅地への対策に係る支援について
- 公共賃貸住宅の大量供給の促進について
- 市街地再開発事業等施行区域内での被災物件の取り扱いについて
- 道路、河川、下水道等の公共施設の早期復旧のための財政支援について
- 被災市街地復興特別措置法の早期制定について
- 応急仮設住宅の必要個数の早期確保について

- 住宅・都市整備公団による市街地復興の支援について
  - 建物焼損・倒壊後の民有地のがれきの搬送、投棄、排出等の財政上の援助について
  - 倒壊家屋等の廃材、ガレキの撤去及び搬送に係る自衛隊の派遣について
  - 中小企業をはじめとする民間企業者の復旧に要する資金「政府系金融機関」の融資制度の拡充・融資条件の拡充、融資条件の緩和について
- ② 国等への要望活動（下表、参照）

### (2) 災害関係経費の状況

震災による甚大な被害から一日も早い市民生活の回復・安定と都市機能の回復を図るため、全力をあげて復旧事業に取り組んできた。しかし、今なお仮設住宅での生活を余儀なくされている市民もあり恒久的住宅の建設・確保が急務となっている。しかし、本市の財政状況は、バブル経済崩壊に始まり税制改革による減税、震災による減免等により、市税収入が市制施行以来初めて平成5年より3年連続してマイナスとなり、危機的ともいえる厳しい状況下にある。

このような認識のもと、災害復旧をはじめとする多額の市債発行を行わざるを得なかったことから市債残高が急増しており、後年度の公債費負担が大幅に増加している。

「まちの復興」は、市民の悲願であり国家的緊急課題である。復興には、今後も相当な財源が必要で

#### 国等への要望活動

|           |   |
|-----------|---|
| 平成7年1月30日 | ・市から県知事宛て<br>・市から内閣総理大臣宛て                                 |
| 2月18日     | ・市から建設大臣宛て  |
| 2月20日     | ・市から国務大臣(震災対策担当)宛て  |
| 4月13日     | ・市から与党災害復興プロジェクトチーム座長宛て                                   |
| 5月18日     | ・被災3市(西宮、芦屋)合同で大蔵、自治、建設、厚生、国務(地震対策担当)の各大臣宛て               |
| 7月27日     | ・被災6市(西宮、芦屋、尼崎、伊丹、川西)合同で内閣総理、大蔵、自治、建設、厚生、国務(地震対策担当)の各大臣宛て |
| 11月29日    | ・被災3市(西宮、芦屋)合同で、自治、建設、厚生の各大臣宛て                            |
| 12月16日    | ・市から自治、建設、厚生の各大臣宛て  |
| 平成8年2月13日 | ・被災3市(西宮、芦屋)合同で、自治、建設、厚生の各大臣及び国土庁長官宛て<br>・市から厚生大臣宛て       |
| 2月18日     | ・市から内閣総理大臣宛て ※以後においても要望は続く                                |



あり、多額の財源不足が見込まれており、今後とも、市として最大限の自助努力を行う一方、国・県にも財政支援を引き続き要望していく。

現在までの震災関係経費の主な状況は以下のとおりである。

① 平成6年度・平成7年度決算状況

ア 平成6年度……震災復旧事業を中心に、災害援護資金貸付金事業・災害清掃費（被災建物解体）事業を実施した。

復旧事業の主な事業は、文教施設（学校関係）震災復旧事業・下水道災害復旧（繰出金）事業・公共土木施設災害復旧（道路）事業で、他に災害救助費・災害弔慰金等の事業を実施した。

イ 平成7年度……平成7年度は、災害復旧事業から都市復興に向けて事業を実施した。

災害復興の主な事業は、災害公営住宅建設事業・市街地再開発 事業・街路事業・道路事業・区画整理事業・下水道事業等となっている。

また、復旧事業について、前年度からの繰越事業として、文教施設（学校関係）震災復旧事業・下水道災害復旧（繰出金）事業・公共土木施設災害復旧（道路）事業で平成6年度と同様の事業を実施した。

他に、市税減免還付金・災害関係貸付金等の事業を実施した。

※事業費についての平成6年度・平成7年度の決算額は、次頁の別表のとおり。

(3) 税・使用料の減免

① 税制上の対応

ア 阪神・淡路大震災による市税の納付及び申告の期限の延長

震災発生後、当分の間平常の生活及び生業を営むことが困難であった状況に鑑み、宝塚市市税条例第19条の2の規定に基づき、国税並びに県税に併せる形で、市税に関する申告、納付等の期限を平成7年1月17日以降に到来するものについて、平成7年3月31日まで延長した。（下表、参照）

また、法人市民税に係る申告・納付の期限及び個人市県民税の申告期限をさらに平成7年5月31日まで延長した。

イ 平成7年度の市税の納期の変更

平成7年度の市税の課税通知を行うためには、阪神・淡路大震災による被害が甚大であった状況下で、市税の減免のための資料収集が不可欠であった。ところが約12万件の家屋被害調査の見通しがつき、また確定申告の受付が終了したのは、5月末であった。課税事務の日程を考えると、市県民税額及び固定資産の価格等の決定は、どんなに早くても8月初めであったことと、市民の負担を軽減しようとする配慮から、納期を次の表のとおりとした。

| 税 目                   | 納 期 等  |
|-----------------------|--|
| 個人市県民税<br>(普通徴収)      | 第1期 平成7年8月17日～8月31日<br>第2期 10月17日～10月31日<br>第3期 12月18日～12月27日<br>第4期 平成8年1月17日～1月31日 |
| 個人市県民税<br>(特別徴収)      | 平成7年8月から平成8年5月までの毎月  |
| 固定資産税<br>都市計画税        | 第1期 平成7年9月18日～10月2日<br>第2期 11月17日～11月30日<br>第3期 12月18日～12月27日<br>第4期 平成8年2月19日～2月29日 |
| 軽自動車税                 | 平成7年6月1日～6月30日   |
| 特別土地保有税<br>(申告納付の納期限) | 保有分は平成7年10月2日<br>取得分は10月2日と平成8年2月29日   |

|                                  |   |    |  |
|----------------------------------|---|----|--|
| 住 民 税                            | 個人  | 納期 | 市県民税（特別徴収）平成7年1・2月分<br>市県民税（随時課税分）                                 |
|                                  |   | 申告 | 市県民税（普通徴収）の申告期限（平成7年3月15日）<br>市県民税（特別徴収）に係る給与支払報告書の提出期限（平成7年1月31日） |
|                                  | 法人市民税（申告納付）<br>平成7年1月17日以降に申告期限が到来するもの<br>（例）11月決算法人（平成7年1月31日）<br>12月決算法人（平成7年2月28日） |    |  |
| 固定資産税                            | 固定資産税（償却資産）の申告期限（平成7年1月31日）   |    |  |
| 特別土地保有税（申告納付）2月申告分（平成7年2月28日）    |   |    |  |
| 入場税（申告納付）平成7年1月17日以降に申告期限が到来するもの |   |    |  |

災害関係経費（一般会計）

（単位：千円）

| 項 目                          | 6年度決算額<br>① | 7年度決算額<br>② | 翌年度繰越額<br>③ | 8年度予算額<br>④ | 合 計<br>(①～④) |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 公共土木施設災害復旧事業                 | 243,256     | 1,765,173   | 235,269     | 0           | 2,243,698    |
| 道 路                          | 243,256     | 1,467,759   | 235,269     | 0           | 1,946,284    |
| 河 川                          | 0           | 33,091      | 0           | 0           | 33,091       |
| 公 園                          | 0           | 58,359      | 0           | 0           | 58,359       |
| 市 営 住 宅                      | 0           | 130,042     | 0           | 0           | 130,042      |
| 急傾斜地対策                       | 0           | 75,922      | 0           | 0           | 75,922       |
| 下水道災害復旧事業(繰出金)               | 695,856     | 233,375     | 0           | 0           | 929,231      |
| 農林施設災害復旧事業(ため池)              | 5,150       | 212,310     | 95,000      | 0           | 312,460      |
| 厚生労働施設災害復旧事業                 | 90,814      | 407,989     | 671,182     | 3,564       | 1,173,549    |
| 保 育 所                        | 53,654      | 80,435      | 283,267     | 2,014       | 419,370      |
| 隣 保 館                        | 17,316      | 127,576     | 387,915     | 1,550       | 534,357      |
| 市民会館等                        | 19,844      | 135,887     | 0           | 0           | 155,731      |
| 小 計                          | 90,814      | 343,898     | 671,182     | 3,564       | 1,109,458    |
| 衛 生 施 設                      | 0           | 54,588      | 0           | 0           | 54,588       |
| 勞 働 施 設                      | 0           | 9,503       | 0           | 0           | 9,503        |
| 文教施設災害復旧事業                   | 720,419     | 1,524,242   | 2,843,874   | 1,979       | 5,090,514    |
| 学 校 施 設                      | 704,794     | 1,392,992   | 2,843,874   | 1,979       | 4,943,639    |
| 社会教育施設                       | 15,625      | 76,321      | 0           | 0           | 91,946       |
| 社会体育施設                       | 0           | 54,929      | 0           | 0           | 54,929       |
| その他施設災害復旧事業<br>(庁舎、消防庁舎、霊園等) | 3,309       | 459,683     | 37,618      | 0           | 500,610      |
| 公営企業災害復旧事業                   | 25,372      | 21,458      | 0           | 0           | 46,830       |
| 水道会計繰出                       | 11,400      | 19,200      | 0           | 0           | 30,600       |
| 病院会計繰出                       | 13,972      | 2,258       | 0           | 0           | 16,230       |
| 文化財災害復旧事業                    |             | 1,000       | 0           | 38,018      | 39,018       |
| 災害清掃費(被災建物解体等)               | 1,291,695   | 9,174,468   | 270,758     | 0           | 10,736,921   |
| 災害弔慰金                        | 215,000     | 115,000     | 0           | 0           | 330,000      |
| 災害援護資金貸付金                    | 2,144,200   | 3,636,300   | 0           | 0           | 5,780,500    |
| 災害救助費・災害対策関係                 | 373,071     | 550,826     | 0           | 220,504     | 1,144,401    |
| 市税減免還付金(事務費含む)               | 0           | 1,183,857   | 0           | 100,000     | 1,283,857    |
| 災害関係助成(補助金)                  | 96,198      | 357,039     | 9,487       | 183,087     | 645,811      |
| 災害関係貸付金(融資)                  | 0           | 3,415,560   | 0           | 2,730,294   | 6,145,854    |
| 人 件 費                        | 392,770     | 274,601     | 0           | 135,509     | 802,880      |
| 小 計 ①                        | 6,297,110   | 23,332,881  | 4,163,188   | 3,412,955   | 37,206,134   |
| 復興関係経費                       |             |             |             |             |              |
| 復興計画                         | 1,169       | 11,295      | 0           | 38,163      | 50,627       |
| 再開発                          | 0           | 1,896,897   | 6,017,902   | 230,321     | 8,145,120    |
| 区画整理                         | 0           | 698,963     | 732,326     | 1,455,734   | 2,887,023    |
| 災害住宅                         | 0           | 4,432,208   | 2,074,853   | 1,309,482   | 7,816,543    |
| 消防施設                         | 0           | 5,600       | 196,240     | 28,656      | 230,496      |
| 道路・街路                        | 0           | 4,577,557   | 371,941     | 2,585,825   | 7,535,323    |
| 下水道                          | 0           | 272,071     | 272,071     | 0           | 544,142      |
| 公園                           | 0           | 0           | 900,001     | 161,280     | 1,061,281    |
| 防災施設等                        | 0           | 247,870     | 385,000     | 0           | 632,870      |
| 小 計 ②                        | 1,169       | 12,142,461  | 10,950,334  | 5,809,461   | 28,903,425   |
| 合 計 ①+②=③                    | 6,298,279   | 35,475,342  | 15,113,522  | 9,222,416   | 66,109,559   |
| 上記財源内訳                       |             |             |             |             |              |
| 国庫支出金                        | 1,032,726   | 8,871,862   | 6,854,186   | 2,424,282   | 19,183,056   |
| 県支出金                         | 337,989     | 415,016     | 509,855     | 88,685      | 1,351,545    |
| 地方債                          | 3,029,800   | 18,801,075  | 3,303,700   | 3,205,200   | 28,339,775   |
| その他                          | 1,116       | 2,693,956   | 760         | 1,974,827   | 4,670,659    |
| 一般財源                         | 1,896,648   | 4,693,433   | 4,445,021   | 1,529,422   | 12,564,524   |

平成8年度予算は、9月補正までの数値  
(作成 平成8年9月5日)



## ウ 固定資産税及び都市計画税の減免

減免を行うため、平成7年3月から5月までの3カ月にわたり、損壊状況の全戸調査を実施した。この調査は、職員50名と建設関係の民間企業ボランティア50名が2人1組となり、本市災害対策本部が行ったものである。調査効率を上げるためには各組に1台の車両が必要であったが、公用車は他部門の災害対策で極端に不足しており、調査開始時点ではわずか10台しか割り当てられず、近隣は徒歩、駅周辺は電車利用、大規模団地については、マイクロバス利用等々の手段を講じながら調査を進めた。

この調査結果に基づく損害割合により、平成6年度第4期相当分及び平成7年度課税分を対象として減免を実施した。

災害が発生した場合における災害被害者等に対する減免措置等については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（昭和39年11月7日自治府第119号自治事務次官通達。以下「災害減免通達」という。）の規定に基づき、措置を講ずることとされている。しかし、阪神・淡路大震災の被害が甚大であったこと等を考慮し、この災害減免通達の基準に満たない家屋、償却資産についても減免を行うべく、次のとおり本市の減免基準を定めた。（土地については、従前に同じ。）

### 家屋及び償却資産の減免割合

| 損害割合                   | 減免割合 |
|------------------------|------|
| 震災による損害の程度が8割以上        | 全額免除 |
| 震災による損害の程度が6割以上8割未満    | 8割   |
| 震災による損害の程度が4割以上6割未満    | 6割   |
| 震災による損害の程度が2割以上4割未満    | 4割   |
| ※震災による損害の程度が1割以上2割未満   | 2割   |
| ※震災による損害があり、損害の程度が1割未満 | 1割   |

注：※があるものについては、今回の拡大措置分である。

### 減免実施状況（平成7年12月末現在）

|      | 平成7年度  |               | 平成6年度  |             |
|------|--------|---------------|--------|-------------|
|      | 件数     | 減免額（円）        | 件数     | 減免額（円）      |
| 土地   | 143    | 12,131,900    | 136    | 3,207,600   |
| 家屋   | 67,512 | 2,245,045,837 | 65,569 | 537,408,360 |
| 償却資産 | 229    | 45,818,000    | 215    | 11,191,300  |
| 合計   | 67,884 | 2,302,995,737 | 65,920 | 551,807,260 |

## エ 個人住民税の減免

まず、平成7年2月20日付自治事務次官通知において、災害減免通達の一部が改正され、個人住民税の減免措置の適用が受けられる者の年間所得金額の限度額及び減免割合ごとの所得金額の区分について、それまでの約1.6倍の水準に引き上げられた。すなわち、減免が受けられる最高限度額は、従前の600万円から1,000万円になり、本市の減免基準についても、同様の改正を行った。

そして、固定資産税等と同様に、災害対策本部が行った家屋及び家財の全戸被害調査の結果に基づく損害割合により、平成6年度第4期相当分及び平成7年度課税分を対象として減免を実施した。

### 減免割合

| 納税者の合計所得金額      | 住宅・家財の損害の程度 |         |
|-----------------|-------------|---------|
|                 | 3割以上5割未満    | 5割以上    |
| 500万円以下         | 2分の1を軽減     | 全額免除    |
| 750万円以下         | 4分の1を軽減     | 2分の1を軽減 |
| 1,000万円以下       | 8分の1を軽減     | 4分の1を軽減 |
| 納税者本人が死亡した場合    |             | 全額免除    |
| 納税者本人が障害者となった場合 |             | 9割を軽減   |

### 減免実施状況（平成7年12月末現在）

|     | 平成7年度  |               |
|-----|--------|---------------|
|     | 件数     | 減免額（円）        |
| 市民税 | 42,368 | 1,142,541,500 |
| 県民税 |        | 545,031,800   |
| 合計  | 42,368 | 1,687,573,300 |

|     | 平成6年度  |               |
|-----|--------|---------------|
|     | 件数     | 減免額（円）        |
| 市民税 | 37,991 | 907,449,300   |
| 県民税 |        | 370,446,000   |
| 合計  | 37,991 | 1,277,895,300 |

## オ 徴収猶予

阪神・淡路大震災の被災者に係る徴収猶予については、地方税法第15条第1項の規定に基づき次の要領で行われた。

- ・被災事実の確認には、被災証明又はその写しの提出による。
- ・徴収猶予の期間は原則として1年以内。
- ・被災者の事情を考慮し、担保は徴収しない。

徴収猶予の状況（平成8年1月現在）

| 区分 | 件数 | 金額（円）      |
|----|----|------------|
| 法人 | 9  | 10,732,500 |
| 個人 | 6  | 2,884,100  |
| 合計 | 15 | 13,616,600 |

カ その他の主な税制上の対応（地方税法関係）

・雑損控除の特例適用

個人住民税において、阪神・淡路大震災により住宅や家財等の資産について受けた損失があるとき、その者の選択により、平成6年分の所得（平成7年度課税分）から前倒しで雑損控除を行うことができるよう特例が設けられた。

・滅失・損壊した家屋・償却資産の代替家屋・代替資産の特例

阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋・償却資産の所有者等が、平成10年1月1日までにこれに代わる家屋・償却資産を取得し、又は損壊した家屋の改築若しくは償却資産の改良をした場合の当該家屋・償却資産に係る固定資産税等の軽減措置が設けられた。

・被災住宅用地の特例

阪神・淡路大震災により住宅が滅失・損壊した場合、平成9年度分までの固定資産税及び都市計画税について、従前住宅用地の特例の適用を受けていた土地を、引き続き住宅用地とみなす措置を講じることとされた。

キ 国民健康保険税の減免

阪神・淡路大震災により家屋が全壊・半壊した世帯や国民健康保険税の納税義務者が死亡または、障害者となった世帯を対象に、国民健康保険税を減免した。

【対象】

- ・自己が居住する家屋の被災証明書の内容が全壊・半壊の場合
- ・国民健康保険税の納税義務者が、地震を直接の原因として死亡した場合又は、障害者になった場合
- ・転入者で他市町で震災に遭い、その市町の被災証明が全壊・半壊の場合

| 合計所得額（平成5年中）    | 半壊     | 全壊     |
|-----------------|--------|--------|
| 600万円以下         | 10分の5  | 10分の10 |
| 600万円を超える場合     | 10分の4  | 10分の8  |
| 納税義務者が死亡した場合    | 10分の10 |        |
| 納税義務者が障害者となった場合 | 10分の9  |        |

平成8年1月末現在

|            |        |              |
|------------|--------|--------------|
| 平成6年度 震災減免 | 7,698件 | 230,612,200円 |
| 内 全壊       | 2,398件 | 104,554,700円 |
| 半壊         | 5,298件 | 125,996,000円 |

平成8年1月末現在

|            |        |              |
|------------|--------|--------------|
| 平成7年度 震災減免 | 8,143件 | 458,322,016円 |
| 内 全壊       | 2,511件 | 200,024,567円 |
| 半壊         | 5,630件 | 258,272,849円 |

② 使用料等の減免措置

災害による使用料等の減免額の合計は次表のように合計4億8,847万円にのぼった。

| 事項                        | 減免内容  | 減免額（円）                       |
|---------------------------|---|------------------------------|
| 諸証明手数料                    | 被災者 住民票・印鑑証明等 免除期間 平成7年1月22日～11月末                         | 44,789件                      |
|                           | 戸籍謄抄本等 免除期間 平成7年2月6日～8年1月末                                | 11,234,450                   |
| 市税関係証明書の交付手数料(国民健康保険税を除く) | 所得証明、評価証明、納税証明等<br>免除期間：平成7年1月22日～同年11月30日                | 15,221件<br>3,805,250         |
| 建築確認申請手数料                 | 被災建築物の建替 平成7年4月分～8年1月分                                    | 1,700件<br>27,872,000         |
| 幼稚園入園料・保育料                | 被災園児（全壊又は半壊）免除期間 平成7年2月分～8年3月分                            | 14,714,200                   |
| 基本健康診査、各種がん検診             | 基本健康診査（成人病検診）肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診<br>免除期間 平成7年4月1～12月末 | 集団・団体検診<br>1,797件<br>849,500 |
| 水道使用料                     | 前年度同期の使用水量に基づき一律1ヵ月相当を減額                                  | 310,000,000                  |
| 下水道使用料                    | 前年度同期の使用水量に基づき一律1ヵ月相当を減額                                  | 120,000,000                  |
| 合 計                       |   | 488,475,400                  |
| う ち 一 般 会 計               |   | 58,475,400                   |
| う ち 特 別 会 計               |   | 120,000,000                  |
| う ち 企 業 会 計               |   | 310,000,000                  |



### 3 災害関連情報・広報活動

震災発生直後には、市民からをはじめ、全国各地から電話が殺到し490回線の電話に対し、常時50本の待ち電話が続く状態が続いた。

宝塚市災害対策本部に設置した電話にも、安否を

気遣う確認の電話が殺到し、当初災害対策本部にかかってきた電話の大半を占めた。

#### (1) 災害関連情報

「災害関連情報」は、防災無線と文書による方法で周知した。文書による「災害関連情報」（1月30日号～2月14日号）は次のとおりである。

# 災害関連情報

(お知らせ項目)

平成7年1月30日号

#### ● 生活福祉資金特別貸付（被災者用）

兵庫県社会福祉協議会では、阪神大震災により、世帯員の死亡や負傷、住居の損壊等により生活に困窮し、緊急に生活支援を図るための資金が必要な世帯に対して、当座の生活資金の貸付けを行っています。  
貸付限度額 1世帯あたり10万円（特別な事情のある場合 20万円）  
申込受付場所 市役所1階 市民相談室 特設受付 月曜日から金曜日の10時～17時（祝日除く）  
問い合わせ先 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会 電話0797-86-5000

#### ● 被災学童の受入れ（長野県） 一応平成7年3月末まで

- ①村立中土小学校（冬季寄宿舎兼山村留学センター） 男子5名程度、女子2～3名程度
  - ②村立小谷中学校（冬季寄宿舎） 男女を問わず5名程度
- 〈費用〉生活費は無料 〈問い合わせ先〉0797-81-1028 寺脇さんへ

#### ● 大学等受験生への宿泊施設の無料開放

所在地 埼玉県戸田市（戸田駅から車で10分）  
〈受け入れ人数及び期間〉2月1日～3月31日 先着10名～30名程度  
〈申し込み先〉日本下水道事業団へ 電話048-421-2691 9時30分～17時30分

#### ● 悪質な修理業者に注意を！

地震で壊れた屋根を法外な料金で修理する訪問販売等が増えています。屋根を修理されようとする方は、工事店等で見積をとるなど慎重に検討した上で契約しましょう。  
〈契約・解約に関する相談〉市役所1階 宝塚市消費生活センター 電話0797-77-2015

#### ● 無料臨時法律相談

市は、この度の地震災害による傷んだ家屋の補修や建て替え、借地借家の権利関係、保険の給付手続き等について弁護士による相談を受け付けます。  
日時 1月30日～2月13日 午後1時～4時（土、日も開きます）  
予約 事前に予約が必要です。市役所市民相談室 電話 0797-77-2003（直通）

#### ● 市内お風呂情報

〈無料〉市民向け仮設風呂（市役所内）、少年自然の家（大原野字松尾）、  
宝塚高原、スポーツニッポン、旭国際宝塚、新宝塚、大宝塚の各ゴルフ場（但し、予約必要）  
〈有料〉カラカラテルメ（弥生町）、わかかさ湯（大成町）、荒神温泉（旭町）

#### ● 救援物資の配布

〈衣類の配布〉2月6日～2月末（各週木曜日は除く）11時～18時 配布場所 ソリオホール  
〈一般物資の配布〉2月6日午後1時から各小学校（不要の申し出があった小学校を除く）

#### ● 道路災害状況調（1月29日 午後5時現在）

〈市道〉道路施設本体408件、家屋倒壊等681件 合計1,089件（内通行止め残20件）  
〈県道〉通行止め 塩瀬門戸荘線（長寿ヶ丘～湯本町）  
〈国道〉通行止め 176号（バイパス）小浜陸橋 他  
176号（旧道）山本東2丁目～中山寺1丁目 他

※詳しい内容は、各避難所・市広報板（市内230箇所）にも掲示します。

宝塚市災害対策本部（電話 0797-71-1141）

# 災害関連情報

(お知らせ項目)

平成7年2月2日号

- **被災地の児童生徒を一時受入れ** 約1ヶ月間  
城崎郡香住町内の小学校6校・中学校2校(香住町内の一般家庭:ボランティアによるホームステイ)  
(人数)小学生中心に約250名(中学生、幼稚園児も可) (費用)生活費等無料  
(問い合わせ先)香住町教育委員会学校指導課 電話 0796-36-1111 朝 9:00~17:00
- **路線バスの運行状況**
  - ①2月2日現在、通行止め・交通渋滞のため運休している路線バス  
\*阪急逆瀬川駅~逆瀬台センター運休\*阪急山本~野里~山本駅~逆瀬川駅運休\*宝塚駅~市立病院・安倉経由 甲子園方面運休\*宝塚駅~市民会館運休  
(阪急中山駅~中山ニュータウンは山手4丁目バス停とニュータウン間を折り返し運転)
  - ②現在運転している路線バス(路線により、交通事情による大幅な遅延、運休する場合があります。)  
\*宝塚駅~阪神杭瀬\*逆瀬川駅~西高校前、エデンの園、光ガ丘、甲東園、市役所、市立病院、中野住宅前、福祉センター\*宝塚南口駅~すみれガ丘\*雲雀丘花屋敷駅~満願寺  
(問い合わせ先) 阪急バス宝塚営業所 87-6601 阪神バス宝塚営業所 84-5435  
西谷自動車 91-0414 市役所道路交通企画課 71-1141
- **震災以外の家庭ごみの収集について**  
可燃ごみと資源ごみは、分別して決められた曜日に排出して下さい。また、2~3月の粗大ごみの定期収集は予定通り行います。(ごみ量や道路事情等でその日のうちに収集できないことがあります、ご了承下さい。)  
(問い合わせ先) 市クリーンセンター 電話87-3361へ
- **倒壊した家屋等の廃材の搬入受入れ**  
2月7日から当分の間、搬入受入れを行います。許可書がなければ搬入できません。  
廃材は、①廃木材、②瓦・壁土・残土、③コンクリート・ブロックの分別により、指定された場所及び時間内に、必ずクリーンセンターで発行する搬入許可証を持って搬入して下さい。  
(搬入申請の受付) 2月6日以降の月曜日~土曜日(9時~16時)市クリーンセンターで。  
※電話での受付はしません。申請時に印鑑(家屋の所有者)が必要です。  
詳しくは、市クリーンセンター 電話87-3361へ
- **震災により廃棄する家庭ごみの持ち込みについて**  
毎週月曜日~土曜日の9時~16時、市クリーンセンターへ。(当分の間、予約不要)  
①可燃ごみ(台所ごみ等)、②資源ごみ(空缶・ビン・陶器類、ガラス類・新聞紙・雑誌・ダンボール等)、③可燃粗大ごみ(木製家具・マットレス等)、④不燃粗大ごみ(電化製品・50cc以下の単車・自転車等)に必ず分けて、4トントラック以下で搬入して下さい。倒壊家屋の廃材等は混入しないで下さい。  
詳しくは、市クリーンセンター 電話87-3361へ
- **災害義援金の支給(日本赤十字社)**  
(支給額)①死亡者:一人につき10万円②住居(全壊・全焼・半壊・半焼):一世帯につき10万円  
\*持ち家、借家を問わず世帯単位とします。  
(受付)平成7年2月6日~3月15日 毎週月曜日から金曜日までの午前10時~午後3時  
(受付場所)宝塚市総合福祉センター(安倉西2丁目)1階、日赤兵庫県支部宝塚市地区事務局  
(持参いただくもの)①被災者証明書②死亡診断書(死亡者がある場合のみ)③印鑑(認め印可)  
④身分証明書・保険証・免許証・パスポート等本人確認ができるもの  
(支給日)必要書類を確認の上、即日支給  
(問い合わせ先)日本赤十字社兵庫県支部宝塚市地区事務局 電話 0797-86-5000

※詳しい内容は、各避難所にも掲示します。

**宝塚市災害対策本部** (電話 0797-71-1141)



# 災害関連情報

(お知らせ項目)

平成7年2月8日号

## ● 宅地防災相談所の開設

宅地が、今回の地震災害の影響で崩壊等の被害が生じているものについて、被災状況に対する応急診断、災害復旧に関する技術的相談、災害復旧に関する融資制度についての相談を受付ます。

〈受付時間等〉2月7日～15日までの間 午前10時～午後5時(土曜・日曜・祝祭日も開催)

〈相談所窓口〉市役所グランドフロア 宅地防災相談所 電話 0797-71-1141

## ● 地震による倒壊家屋の処理受付期間の延長

この度の地震により倒壊した家屋の腐材・ガレキの撤去及び倒壊の恐れのある家屋の解体処理の受付期間を延長します。なお、既に家屋等の解体・除却をされた方につきましても受付しております。

〈受付期間〉2月20日(月)まで 午前9時～午後5時 但し、土曜・日曜・祝日は除きます。

〈受付場所〉市役所3階大会議室 電話での受付はいたしていません。

〈持参していただくもの〉 印鑑、身分を証明するもの

〈問い合わせ先〉 宝塚市役所災害対策本部 電話 0797-71-1141

## ● ホームステイの受け入れについて

兵庫県では、震災により自宅を失われた方を一定期間一般の家庭での受け入れを募集したところ、数多くの方から暖かい申し出を受けておりますので、ご希望の方はご相談又はお申し込みください。

〈受付期間〉 当分の間 毎日午前10時から午後3時まで

〈受付場所〉 市役所グランドフロア相談コーナー 電話 0797-71-1141

## ● 入浴情報(第3報)

有料老人ホーム「宝塚エデンの園」から入浴機会のない被災者の方々にホームのお風呂を無料開放するとの申し出がありましたのでお知らせします。

場所: 市内ゆずり葉台3丁目1番1号 有料老人ホーム「宝塚エデンの園」

対象: 入浴機会のない被災者で来園可能な方(送迎はありませんので、路線バスをご利用下さい。)

開放日時: 2月7日、2月10日、2月14日のいずれも午前10時から午後6時まで

## ● 建築制限区域の指定のお知らせ

宝塚市では、今回の地震で大きな被害を受けた、市街地再開発事業の予定地域を「安心して住めるまち・災害に強いまち」に復興していくため、建築基準法第84条に基づいて、下記の区域に限り、建築物を建てることなどをしばらくの間、控えていただくことになりました。

〈指定される区域〉 仁川駅前地区(仁川北2丁目の一部)、売布神社駅前地区(売布2丁目の一部)  
花の道周辺地区(栄町1丁目の一部)

〈期間〉2月9日から2月17日までですが、さらに、1カ月の延長を行なう場合もあります。ただし、次のものは建築することができます。

(1)2階建てまでの木造、コンクリートブロック造、鉄骨造などの建築物で、地階のないもの

(2)公益上必要な用途に供する応急仮設建築物、工事を施工するために現場に設ける仮設建築物など

〈問い合わせ先〉 宝塚市役所再開発計画課 電話71-1141 内線2326

## ● 路線バスの運行状況

2月7日現在運転をしている路線バス

\*宝塚駅～阪神杭瀬 \*逆瀬川駅～西高校前、エデンの園、光ガ丘、甲東園、市役所、市立病院、福祉センター、中野住宅前、山本駅 \*宝塚南口駅～すみれガ丘 \*山本駅～山手台、市立病院・逆瀬川駅 \*雲雀丘花屋敷駅～満願寺 \*中筋山手4丁目～中山ニュータウン

〈問い合わせ先〉 阪急バス宝塚営業所 87-6601 阪神バス宝塚営業所 84-5435

西谷自動車 91-0414 市役所道路交通企画課 71-1141

宝塚市災害対策本部 (電話 0797-71-1141)

# 災害関連情報

(お知らせ項目)

平成7年2月14日号

## ● 全県民による犠牲者への黙祷について

兵庫県災害対策総合本部では、兵庫県南部地震から1か月を迎える2月17日(金)に、犠牲者のご冥福をお祈りするため、「全県民による犠牲者への黙祷」を実施することを決定されました。つきましては、宝塚市といたしましても、その意に添い、当日全市民による黙祷を実施することといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

(黙祷日時) 2月17日(金) 正午から1分間

## ● 高齢者福祉に関する相談について

今回の地震により被害を受けられた高齢者、又は高齢者を介護されている方の福祉相談を実施しますので、お困りの方は、ご相談ください。

- (相談内容)
- ・住んでいた家が壊れたので、修繕するまでの間寝るところがない。
  - ・住んでいたアパートが壊れたので、これを機会に老人ホームに入りたい。
  - ・壊れた家の跡片付けをする間高齢の両親の介護ができない。
  - ・その他高齢者福祉に関すること。

(問い合わせ先) 宝塚市役所高年福祉課 電話 0797-71-1141

## ● 宝塚市立図書館の開設について

- |               |                        |            |
|---------------|------------------------|------------|
| ・中央図書館        | 清荒神1丁目2番18号 電話 84-6121 | 2月26日(日)から |
| ・市立中央図書館中山台分室 | 中山桜台5丁目15番2号           | 2月17日(金)から |
| ・市立西図書館       | 小林2丁目7番30号 電話 77-1222  | 2月17日(金)から |
| ・移動図書館        | 西谷地区                   | 2月26日から    |
|               | すみれが丘南公園・すみれが丘中央公園     | 2月27日(月)から |

利用時間、休館日等の詳細については、各図書館にお問い合わせください。

## ● 宝塚市内お風呂情報

1. 市役所仮設風呂 利用区分 奇数日は女性、偶数日は男性 利用時間 午前10時～午後9時
2. 末広小東側仮設風呂 利用区分 奇数日は男性、偶数日は女性 利用時間 午後1時～午後9時
3. 少年自然の家 開放日 土曜日、日曜日のみ開放 開放時間 午後1時～午後4時30分
4. クリーン・センター 利用区分 奇数日は女性、偶数日は男性 利用時間 午後6時～午後8時
5. スポーツセンター(シャワー) 開放日 当分の間 開放時間 午前10時～午後8時
6. わかくさ湯 営業日 日曜を除く毎日 営業時間 午後4時30分～午後10時
7. 荒神温泉 営業日 木曜を除く毎日 営業時間 午前10時～午後9時

(問い合わせ先) 宝塚市役所環境保全課 電話 0797-71-1141

## ● 無料臨時法律相談

(日時) 2月14日(火)から3月6日(月)までの午後1時～4時。ただし、日曜日は除く

(対象) 宝塚市内在住の地震被災者

(予約) 事前に予約が必要です。予約先は、市役所市民相談室 電話 0797-77-2003

《市外の土地建物法律相談》(電話相談) 近畿弁護士会 10時～17時(月～土) 正午から1時間休

神戸 078-362-5158・5171・5178 3月末迄

大阪 06-365-9939 2月末迄

京都 075-241-9752 2月末迄

(面接相談) 大阪弁護士会

大阪弁護士会 06-364-0251

大阪市北区西天満2-1-2 (地下鉄「淀屋橋」)

宝塚市災害対策本部 (電話 0797-71-1141)

## (2) 市広報活動

### ① 「広報たからづか」の発行

報道機関へ情報を提供する一方、市独自の媒体として2月1日号の広報紙を発行する準備を進めていたが、一時も早い時をという声が聞こえ、一晩がかりでワープロ打ちの簡単なものであったが「広報たからづか兵庫県南部地震被災対策特別号」を1月26日に発行した。

続いて2月1日号発行に向けて印刷会社とかけあい、何とか発行出来る見通しがついた。編集作業は困難な状態であったが、平常時8頁のところ4頁にして2月1日号を配布した。

4月1日号から平常どおり8頁にもどり、月2回の割合で新聞折り込み「広報たからづか」を発行。市の取り組み方針、お知らせなどを掲載した。

なお、市外に一時避難している人への広報紙の郵送サービスは、1月下旬から開始した。

### ② 市広報紙発行状況

- ・1月26日…「広報たからづか兵庫県南部地震被災対策特別号」(A3サイズ、1ページ)発行。内容は、被害状況や水道の復旧についてなど。新聞折り込みで配布。また、各避難所や郵送、窓口でも配布した。
- ・2月1日…「広報たからづか2月1日号」(タブロイド版・4ページ)を87,000部発行。内容は、仮設住宅の入居者募集やお風呂情報など。配布方法は、1月26日と同じ。また、ボーイスカウトの協力で、市内の広報板にも広報紙を掲示。
- ・2月15日…「広報たからづか2月15日号」(タブロイド版・4ページ)を95,000部発行。内容は、被災者に対する災害援護金の支給や災害援護資金の貸付制度、税の減免など。配布方法と掲示方法は、2月1日と同じ。
- ・3月1日…「広報たからづか3月1日号」(タブロイド版・4ページ)を95,000部発行。内容は、市街地再開発計画や家屋被害現地調査の実施など。配布方法と掲示方法は、2月1日と同じ。
- ・3月15日…「広報たからづか3月15日号」(タブロイド版・4ページ)を94,000部発行。内容は、合同慰霊祭・皇太子・同妃両殿下のお言葉、仮設住宅の入居者募集など。配布方法は2月1日と同じ。
- ・4月1日…「広報たからづか4月1日号」(タブロイド版・8ページ)を93,000部発行。内容は、震

災復興緊急整備条例を施行など。各避難所、新聞折り込み、郵送、窓口で配布。

- ・4月15日…「広報たからづか4月15日号」(タブロイド版・8ページ)を92,000部発行。内容は、震災復興促進区域・重点復興地区設定など。配布方法は4月1日と同じ。
- ・5月1日…「広報たからづか5月1日号」(タブロイド版・8ページ)を91,000部発行。内容は、震災復興計画に対する市民からの意見・提言募集など。新聞折り込み、郵送、窓口で配布。
- ・5月15日…「広報たからづか5月15日号」90,000部発行。内容は、義援金の第2次支給など。配布方法は、5月1日と同じ。
- ・6月1日…「広報たからづか6月1日号」90,000部発行。内容は、優良建築物等整備事業など。配布方法は、5月1日と同じ。
- ・6月15日…「広報たからづか6月15日号」90,000部発行。内容は、家屋解体の申し込み再受け付けなど。
- ・7月1日…「広報たからづか7月1日号」90,000部発行。内容は、震災復興計画に対する市民の皆さんからの意見・提言まとまるなど。
- ・7月15日…「広報たからづか7月15日号」90,000部発行。内容は、市震災復興計画まとまるなど。
- ・8月1日…「広報たからづか8月1日号」90,000部発行。内容は、市民税・固定資産税・都市計画税の減免実施など。
- ・8月15日…「広報たからづか8月15日号」90,000部発行。内容は、持ち家修繕・賃貸住宅に対する義援金を支給など。

現在まで、広報紙は月2回(1日・15日発行)各89,000部発行。5月1日号から現在まで新聞折り込み、郵送、窓口で配布している。また、避難者への郵送数は、平成7年8月1日号郵送時がピークとなり1,582件であったが、現在(平成8年8月15日号郵送時)は1,097件となっている。

### (3) 市内広報活動

平成7年6月「市内報NETわーく6月号」で「震災以降の出来事を振り返る」とのテーマで震災後の主な出来事、水道復旧状況、人的被害の発表数、ガス復旧状況、家屋被害の発表数、避難者数、避難所数などを掲載した。



# 広報 たからづか

編集発行 宝塚市役所市長室広報広聴課  
〒665 宝塚市東洋町1番1号  
☎ 0797-71-1141(代表)

兵庫県南部地震  
被災対策特別号

平成7年1月26日

## 地震による被害状況

1月17日早朝、神戸および阪神間を直撃した兵庫県南部地震は、宝塚市内にも大きな被害をもたらしました。この地震による市内の被害状況は次のとおり。(1月23日午前9時現在)

|             |                |
|-------------|----------------|
| 死者          | 84人(男31人、女53人) |
| 負傷者         | 1,100人         |
| 避難所に避難している人 | 8,568人         |
| 家屋の全壊       | 1,339軒         |
| 家屋の半壊       | 3,718軒         |

市は地震発生直後の1月17日午前6時に災害対策本部を設置し、人命救助、地震による火災の消火など緊急課題から着手。道路や水道の被害個所の修復、避難所への物資の配布、被災者用住宅の確保など、各種の対策に現在も全力で取り組んでいます。

## 水道の復旧について

激しい揺れのため水道管が寸断され、地震直後は市内の大半の地域が断水となりました。復旧工事を全力で進めていますが、1月23日現在で、市内の約4割の地域で断水が続いており、完全復旧には3週間程度かかる見込みです。

他市からの応援車両も含め、約40台の給水車が市内を巡回するとともに、下記の給水所でも定期的に給水を行っています。なお、数日間くみ置きした水は、必ず煮沸してから飲むようにしてください。詳しくは市水道局(☎73-3681)へ。

### 給水所

- ◎24時間給水—市水道局、市役所東側の武庫川河川敷公園、小林浄水場、小浜浄水場、生瀬浄水場、惣川浄水場、雲雀丘公園、米谷下配水池、山本園芸流通センター
- ◎昼間だけ給水—亀井浄水場、丸橋小学校、末広小学校、宝塚第一小学校、西山小学校、仁川小学校、長尾中学校、光方丘中学校、宝梅中学校、宝塚市民会館、逆瀬台センター、野上宝会館前、野上5丁目バス停前、東消防署雲雀丘出張所前

## ガスの復旧について

都市ガスも市内の多くの家庭で供給が止まっており、2000戸～4000戸のブロックごとに、順次復旧工事を行っています。復旧作業は、係員が戸ごとのガス漏れの調査を行うなどして進めますので、ガスが出ない地域の方は、係員が来るまでガス器具のコックなどを締めておいてください。ガスの完全復旧には、1カ月程度かかる見込みです。

ガス供給開始後、ガスの臭いがする場合は、火や電気の使用を止め、コックを閉めて大阪ガス(☎0727-55-0331、または☎0798-35-1025)へ連絡してください。

## し尿のくみ取りについて

し尿のくみ取りで、緊急を要する場合は、市役所環境・経済部総務担当へ連絡してください。今回は、通常の1カ月分を超えるくみ取り手数料については、市が負担します。

詳しくは同担当(☎71-1141)へ。

## ごみの収集について

市クリーンセンターは、可燃ごみと資源ごみを通常どおり収集しています。地震発生以来、可燃ごみと資源ごみの分別が十分徹底されない状態が続いていますので、分別にご協力ください。

1・2月の粗大ごみの収集について、予定どおりの収集ができませんので、ご了承ください。なお、粗大ごみの持ち込みは、毎週月曜日～土曜日の午前8時～午後5時に受け付けていますので、50センチまでの大きさに切断して持ち込んでください。ごみの持ち込みは、無料です。

詳しくは同センター(☎87-3361)へ。

## 災害弔慰金などを支給

地震により死亡した被災者の遺族に、法律に基づき「災害弔慰金」が支払われます。金額は、生計維持者(世帯主)が死亡した場合は1人500万円、その他の場合は1人250万円。

重度の障害を負った被災者には、災害障害見舞金として生計維持者に250万円、その他の場合には125万円が支給されます。

また、住居が全壊または半壊となった世帯には「災害援護金」が支給されます。全壊の場合は1世帯につき10万円、半壊の場合は1世帯につき5万円です。

詳しくは市役所厚生課(☎71-1141)へ。

## 市立病院・市立健康センターの診療・検診

市立病院は、通常どおり外来診療の受け付けを行っています。受付時間は午前8時30分～11時、診療は午前9時開始です。なお、市立健康センターの各教室・検診などは、2月末まで中止します。

## 被災証明書の発行について

保険会社や勤務先などに被災証明書の提出が必要な人は、市役所厚生課で発行します。なお、被災した家屋の屋根や柱、壁などの修理が必要な場合、できるだけ被災状況を写真に撮って保管しておいてください。詳しくは同課(☎71-1141)へ。

## 災害援護資金を貸し付け

住居や家財に被害を受けた人に災害援護資金の貸し付けを実施します。貸し付け限度額は350万円。年利は3厘、償還期間は10年(3年間は据え置き、据え置き期間中は無利子)です。ただし、所得制限があります。

支給方法、貸し付けの申し込みなど、詳しい内容は決まり次第「広報たからづか」などでお知らせします。

詳しくは市役所厚生課(☎71-1141)へ。

## 道路を一部通行止め

落橋や崩壊の危険があるため、1月23日現在で次の区間の道路が通行止めになっています。

- ◎国道176号の荒牧～鶴ノ荘間(西行き。小浜陸橋は全面)
- ◎旧国道176号の中山寺1丁目～山本東2丁目間(全面)
- ◎県道塩瀬門戸荘線の長寿ガ丘～湯本町間(全面)

# 震災以降の出来事

## 来事を振り返る



道路側に倒れかかった家屋（川面4丁目）

◀ 動使川の両側で道路が陥没。国道176号が車両通行止めに（中山寺1丁目）

1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災。発生以降、市民から市職員、マスコミ関係者まで、だれもがいろいろな事柄を体験しました。ここでは、震災から5月末までの約4カ月半を、市民生活に関係した出来事を中心に、まとめてみました。

※市内報NETわーくは、今年度は2カ月に1回発行します

また、「職員の皆さんに感謝」と題した市長の言葉も掲載した。

### (4) 消防本部の広報活動

#### ① 広報活動（平成7年1月17日5時46分から平成7年1月24日までの調べ）

災害発生後、市民への災害復旧等に向けての的確な情報提供を行うため、災害対策本部広報班でまとめた情報を、広報車等で広報を行い、人心の安定に努めた。

#### ア 消防広報車による街頭広報

市民全般に周知させるため、消防本部保有の広報車を動員し、放送設備を活用して災害情報等の内容を広報した。

|              |      |     |
|--------------|------|-----|
| • 災害対策本部統一広報 | 車両延べ | 13台 |
|              | 人員   | 49名 |



# 職員の皆さんに感謝

市長 正司 泰一郎

数百年に一度とも言われる大震災の発生以来、4カ月余りが過ぎました。震災直後から約3カ月の間、市役所内は修繕場と化し、職員の皆さん

は、寒さと疲労、徹夜の連続など、限界に近い状態でそれぞれの職務に奮闘していました。次から次へと運び込まれる難問に対し、職員同

士が口論をしながらも、高ぶる気持ちを抑え、「正・反・合」を繰り返して、解決していきました。今になって考えると、奇跡のような出来事だったと思えてなりません。災害対策本部長である私は、責任者として皆さんを大いに誇りに思っています。いまだ震災対策の業務が終わってわけではありませんが、一応の事は越すことができましたように思います。そして、私たちが同じように地震で大きな被害を受けたサハリ

の人人々に、見舞品を贈る気持ちのゆとりもようやく出てきました。これから私たちのまち宝塚の復興を進める上で、道路など都市基盤の整備をさらに推進し、災害に強いまちづくりをめざすことが、急務であるといえるでしょう。

市は現在、市民の代表や学識経験者らで検討委員会を組織し、震災復興計画の策定を進めています。同計画の採択に当た



|           |      |     |
|-----------|------|-----|
| • 消防独自の広報 | 車両延べ | 8台  |
|           | 人員   | 22名 |

#### イ 巡回パトロールの実施

平成7年2月1日（水）から2月末日までの間で震災後の火災予防に重点を置いて市内全域で実施した。実施回数261回、延べ人員929人、延べ時間503時間。

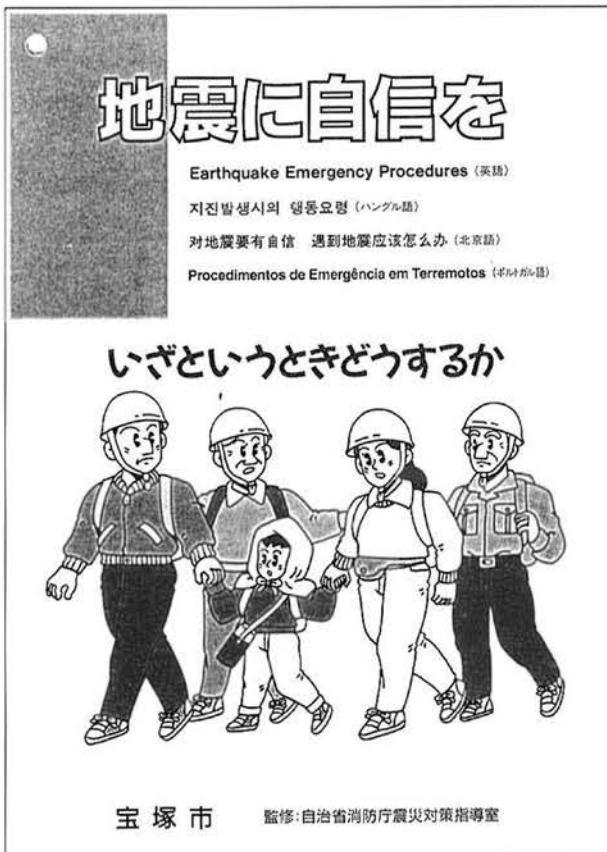
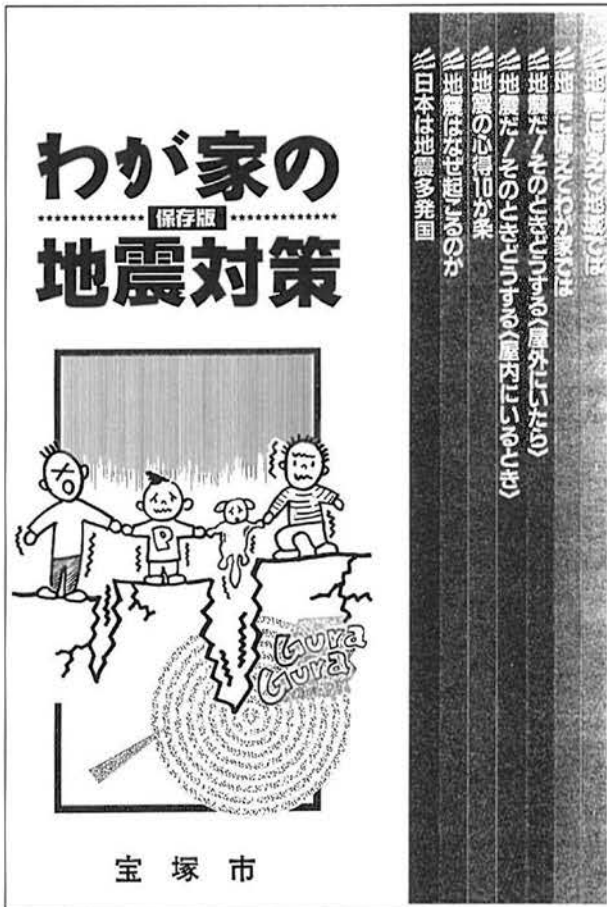
#### ② 防災啓発冊子及び防災下敷の配付

平成7年8月に防災冊子「わが家の地震対策」を2,065部購入し、内1,700部は自主防災組織である婦人防災クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの親に配付し、残りは、各種消防広報として市民に配付した。

#### ③ 防災冊子「地震に自信を」の配付

平成7年10月に市内在住の外国人にも理解できるように、5カ国語で書かれた地震防災冊子「地震に

自信を」を購入し、自治会を通じて市内全戸に配付、また、市内公共機関にも設置し、全仮設住宅にも戸別配付した。



## 4 各種相談の実施

### (1) 震災関係相談の実施

このたびの震災では、多くの市民の生命が失われただけでなく、家や財産をなくしたり、工場・事業所の倒壊・ライフライン途絶等により職場を奪われるなど生活の基盤を失った。また、家族や身内を失った悲しみ、地震で受けた衝撃や余震への恐怖、この先、もとのような生活を再建できるのだろうかという不安など、市民の多くは精神的にも大きな苦難と直面していた。

こうした被災者の抱える生活上の不安やさまざまな悩みの相談に応ずることで、少しでも震災によって生じた問題を解消し、被災者の生活の再建と安定を支援していくことも緊急の課題であった。

この困難な状況に対処するため、神戸弁護士会や大阪弁護士会などの協力を受け、法律相談を開設したのを皮切りに、土地・建物相談など緊急相談窓口を順次開設した。

#### ① 震災関係相談内容内訳

|         |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| 持家      | 122件 | 財産   | 5件   |
| 借家(借家人) | 108件 | 私道   | 4件   |
| 借地(借主)  | 63件  | 労働問題 | 2件   |
| 借家(大家)  | 59件  | 金銭貸借 | 2件   |
| 相続      | 18件  | 使用貸借 | 2件   |
| 貸店舗     | 14件  | その他  | 7件   |
| 借地(地主)  | 6件   | 合計   | 412件 |

#### ② 庁内窓口相談の実施(次頁の表、参照)

#### ③ 法律相談(次頁の表、参照)

土地の境界、賃貸住宅、住宅の建築、自己破産、相続に関する相談が多く、とりわけ、震災後の相談においては、借地・借家・住宅の再建に関するものが多かった。

- ◎ 日時 毎週月、木曜日 午後1時～4時
- ◎ 場所 市民相談室
- ◎ 相談員 弁護士

#### ④ 家庭問題相談

相続においては、遺言・相続放棄・相続に関する諸問題など、離婚については慰謝料・財産分与・離婚に関する諸問題についての相談が多かった。また、



庁内窓口相談の実施

| 内容<br>月     | 庁内案内          |      | 庁外案内       |           |             | 電話案内          |             | 相談・苦情         |                 |     |
|-------------|---------------|------|------------|-----------|-------------|---------------|-------------|---------------|-----------------|-----|
|             | 部・課<br>の案内    | 職員案内 | 市内施設       |           | 市外          | 市内            | 市外          | 電話            | 口頭              | 文書  |
|             |               |      | 公共         | レクリエーション等 |             |               |             |               |                 |     |
| 4           | 503           | 1    | 16         | 6         | 42          | 133           | 97          | 260           | 205             | 27  |
| 5           | 489           | 2    | 15         | 5         | 58          | 137           | 100         | 244           | 221             | 36  |
| 6           | 441           | 2    | 16         | 4         | 90          | 146           | 108         | 240           | 234             | 38  |
| 7           | 425           | 3    | 13         | 3         | 79          | 112           | 92          | 243           | 246             | 29  |
| 8           | 410           | 2    | 13         | 5         | 69          | 89            | 58          | 177           | 206             | 43  |
| 9           | 480           | 1    | 11         | 6         | 77          | 106           | 79          | 198           | 214             | 53  |
| 10          | 492           | 2    | 16         | 8         | 71          | 101           | 77          | 241           | 204             | 28  |
| 11          | 502           | 2    | 14         | 7         | 74          | 136           | 83          | 308           | 195             | 31  |
| 12          | 483           | 1    | 20         | 9         | 72          | 127           | 67          | 249           | 180             | 42  |
| 1           | 599           | 1    | 25         | 3         | 55          | 167           | 70          | 424           | 403             | 28  |
| 2           | 915           | 3    | 44         | 1         | 73          | 181           | 77          | 813           | 797             | 40  |
| 3           | 653           | 1    | 27         | 3         | 75          | 164           | 88          | 352           | 332             | 51  |
| 平成6年度<br>合計 | 6,392<br>※723 | 21   | 230<br>※60 | 60        | 835<br>※241 | 1,599<br>※509 | 996<br>※253 | 3,749<br>※797 | 3,437<br>※1,095 | 446 |
| 平成5年度<br>計  | 5,669         | 34   | 170        | 85        | 594         | 1,090         | 743         | 2,952         | 2,342           | 545 |

(月別受理件数)

| 内容<br>月 | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1  | 2   | 3   | 合計  |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 土地家屋    | 19 | 21 | 33 | 20 | 14 | 10 | 22 | 22 | 16 | 15 | 226 | 157 | 575 |
| 金銭貸借    | 8  | 8  | 15 | 8  | 11 | 12 | 11 | 3  | 4  | 2  | 2   | 2   | 86  |
| 損害賠償    | 2  | 1  | 1  |    | 3  | 1  | 5  | 2  | 6  | 2  |     | 2   | 25  |
| 相 続     | 6  | 10 | 8  | 14 | 14 | 13 | 7  | 9  | 13 | 3  | 5   | 7   | 109 |
| そ の 他   | 14 | 12 | 6  | 6  | 20 | 13 | 10 | 8  | 12 | 5  | 5   | 13  | 124 |
| 合 計     | 49 | 52 | 63 | 48 | 62 | 49 | 55 | 44 | 51 | 27 | 238 | 181 | 919 |
| 内震災関係   | -  | -  | -  | -  | -  | -  | -  | -  | -  | 12 | 232 | 168 | 412 |

夫婦・親子の問題については、ほとんどが、家庭内における悩み、トラブルに関する相談であった。

◎ 場 所 市民相談室

◎ 相談員 家庭裁判所元調停委員

◎ 日 時 第1～4週金曜日

⑤ 交通事故相談

午後1時～4時

示談の方法、過失の程度、賠償額の算定に関する

(月別受理件数)

| 内容<br>月 | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2  | 3  | 合計  |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|----|-----|
| 相 続     | 10 | 6  | 7  | 2  | 7  | 4  | 5  | 2  | 7  | 3 | 3  | 5  | 61  |
| 離 婚     | 4  | 10 | 5  | 6  | 7  | 4  | 7  | 12 | 4  | 4 | 10 | 12 | 85  |
| 夫婦・親子   | 1  | 1  | 3  | 5  | 3  | 4  | 1  | 7  | 1  | 2 |    | 1  | 29  |
| そ の 他   | 2  |    |    |    |    | 1  |    |    |    |   | 3  |    | 6   |
| 合 計     | 17 | 17 | 15 | 13 | 17 | 13 | 13 | 21 | 12 | 9 | 16 | 18 | 181 |

相談が多かった。

- ◎ 日 時 第4週水曜日 午後1時～4時
- ◎ 場 所 市民相談室
- ◎ 相談員 弁護士

(月別受理件数)

| 内容  | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 被害者 | 3 | 5 | 2 | 4 | 2 | 3 | 5  |    |    |   | 4 | 5 | 33 |
| 加害者 | 1 | 1 | 1 |   | 3 |   | 1  |    |    |   |   |   | 7  |
| 合計  | 4 | 6 | 3 | 4 | 5 | 3 | 6  |    |    |   | 4 | 5 | 40 |

### ⑥ 市長窓口相談

- ◎ 日 時 毎月1回 午前10時～12時
- ◎ 場 所 市役所会議室
- ◎ 相談員 市長

(月別受理件数)

| 月   | 件数 | 内 容             |
|-----|----|-----------------|
| 5月  | 1件 | 公共下水道の受益者負担について |
| 8月  | 1件 | 工事の監督について       |
| 10月 | 1件 | 水不足に対する考え方      |
| 合計  | 3件 |                 |

### ⑦ 国税相談

相続税・贈与税に関する相談や、不動産の取得・譲渡などの所得税の相談が多かった。

- ◎ 日 時 第3週火曜日 午後1時～4時
- ◎ 場 所 市民相談室
- ◎ 相談員 大阪国税局税務相談員

(月別受理件数)

| 内容  | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 合計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|----|
| 相続  | 1 |   | 2 |   |   | 1 | 4  |    | 2  |   | 10 |
| 贈与  | 2 |   |   |   |   |   | 1  |    | 1  |   | 4  |
| 所得  | 1 | 2 |   |   |   |   | 1  |    | 3  |   | 7  |
| その他 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 0  |
| 合計  | 4 | 2 | 2 |   |   | 1 | 6  |    | 6  |   | 21 |

(注) 2・3月については、確定申告期間のため相談なし

### ⑧ 人権相談

集合住宅で、階の上下における近隣騒音の苦情や、職場での嫌がらせに関する悩みごとの相談が多かった。

- ◎ 日 時 第4週金曜日 午後1時～4時
- ◎ 場 所 市役所会議室
- ◎ 相談員 人権擁護委員

(月別受理件数)

| 内容  | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 近 隣 |   | 1 |   | 1 | 1 |   | 1  | 1  | 1  |   |   | 1 | 7  |
| 親 族 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |
| 職 場 | 1 | 1 |   |   |   |   |    |    |    |   | 1 |   | 3  |
| 同 和 |   |   |   |   |   |   | 1  | 1  |    |   |   |   | 2  |
| その他 |   |   | 1 | 1 | 1 |   |    |    |    |   |   | 1 | 4  |
| 合計  | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 |   | 2  | 2  | 1  |   | 1 | 2 | 16 |

### ⑨ 行政相談

- ◎ 日 時 第4週月曜日午後1時～4時
- ◎ 場 所 市民相談室
- ◎ 相談員 行政相談委員  
相談なし

### ⑩ 宅地建物取引相談

不動産業者とのトラブルや、賃貸契約事項を遵守しないことについての相談、また不動産売買の方法に関する相談などがめだつた。

- ◎ 日 時 第2・4週火曜日  
午後1時～4時
- ◎ 場 所 市民相談室
- ◎ 相談員 県宅建協会宝塚支部役員

(月別受理件数)

| 内容           | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 土 地          | 1 |   |   | 1 |   |   |    |    |    |   |   |   | 2  |
| 家 屋          |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 0  |
| 業者との<br>トラブル | 1 |   |   |   | 1 |   |    |    |    |   |   | 2 | 4  |
| 売 買          | 1 | 1 | 1 |   | 2 |   |    | 1  |    |   |   | 2 | 8  |
| 契 約          |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | 1 | 1  |
| その他          |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 0  |
| 合計           | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 |   |    | 1  |    |   |   | 5 | 15 |

### ⑪ 結婚相談

- ◎ 日 時 第1・3週土曜日  
午後1時～4時
- ◎ 場 所 市役所  
2階2-4、2-5会議室
- ◎ 相談員 連合婦人会役員

(月別登録者数)

(単位：人)

| 性別 | 4  | 5  | 6 | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|----|----|----|---|---|----|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 男  | 5  | 6  | 6 | 6 | 7  | 3 | 3  | 6  | 3  | 1 |   | 3 | 49 |
| 女  | 5  | 4  | 3 | 2 | 3  | 3 | 4  | 1  | 2  |   |   | 3 | 30 |
| 合計 | 10 | 10 | 9 | 8 | 10 | 6 | 7  | 7  | 5  | 1 |   | 6 | 79 |

※ 平成6年度末現在の登録者数(男580人、女357人)

(月別相談件数)

| 性別 | 月 | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1  | 2 | 3 | 合計  |
|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|-----|
| 件数 |   | 48 | 46 | 43 | 36 | 36 | 45 | 31 | 40 | 35 | 16 |   | 4 | 408 |

※ 2月は震災のため中止。

## ⑫ 国際・文化センター窓口相談

震災直後から3月末まで市立国際・文化センターでは被災外国人へ生活情報の提供や相談活動を毎日行った。相談はボランティアの方の協力を得て日本語・英語・中国語・スペイン語で対応。また、震災関連の情報紙を日本語・英語・中国語で4回発行し、在住外国人や避難所へ配布した。この他、当センターで開催されている外国語教室の先生と避難所を訪問し、相談を受けた。

◆相談項目別件数(平成7年1月17日～2月28日)

| 国籍   | 件数 | 住所 | 件数 | 内容         | 件数 |
|------|----|----|----|------------|----|
| 中国   | 15 | 市内 | 14 | 住宅         | 13 |
| ポリビア | 5  | 市外 | 24 | 就労         | 9  |
| アメリカ | 4  | 不明 | 1  | 外国語による情報不足 | 8  |
| ペルー  | 2  |    |    | 言葉         | 7  |
| イギリス | 2  |    |    | ビザ・パスポート   | 3  |
| その他  | 6  |    |    | 金銭         | 2  |
| 不明   | 5  |    |    | その他        | 12 |

震災による仕事や住居の喪失、外国語情報の不足の相談が顕著であった。また、市外からの相談も多く、震災で甚大な被害を受けた神戸地域で情報が得られず、震災直後より活動を開始した当センターへ相談がきたものと思われる。

## ⑬ 消費生活センター窓口相談

未曾有の震災により、市民の多くは戸惑いと苛立の中で、日常生活を余儀なくされた。一つ一つが直接自分の身に降りかかって来る問題とあって、大変熱の入った苦情、相談であった。

苦情・相談の概要

◇屋根、シート関係では苦情としては屋根のふき替え、シート張りの料金が高額であるのが最も多く、問い合わせとしては訪問販売に来る業者が信頼できるか、修理代金の請求額が妥当か、適切な価格は、修理業者を紹介して欲しい等の相談が多かった。

◇塀、家屋等についても、料金に関する苦情が多く、問い合わせも適正価格、標準工事費等に関する相談

が多かった。

解体に関する苦情では、公費負担では地上部分が対象となっており、地中の基礎部分は個人負担となっている。個人負担の単価が高額であるとの苦情があった。業者の対応によっては地中部分も公費負担内で処理する業者もあり、消費者が業者を選択できない場合が多く問題があると思われる。

解体に伴い浄化槽の清掃を依頼する場合も料金が通常の3倍程度請求されたとの苦情も数件あり、単に清掃する場合と撤去時の料金差が3倍程度あるのも合理的な根拠がなく、問題が残ると考えられる。

◇借家、借地関係では苦情としては敷金の返還、借家の修理等に関する苦情が多く、問い合わせとしては家賃に関する相談が多かった。

◇物価等については価格に関する苦情が多かった。

◇生活情報については、電気、ガス料金の請求方法や復旧が遅いとの苦情が多く、問い合わせは復旧状況や風呂の開設状況に関する相談が多かった。

◇商品、役務については震災によって通えなくなった英会話教室、幼稚園等の解約に関する相談があった。

◇家の建築、住宅相談については、契約に関わるものや無料と思っていた診断が有料だったとの苦情が多く、問い合わせとしては住宅購入に関するものや、建築中の家屋のチェックポイントについての相談が多かった。

◇修理代金については、修理費用が高額であるとの苦情が多く、特に漏水修理に関する相談が多かった。問い合わせとしては、請求金額が妥当かとの相談が多かった。

水道局指定の業者を紹介され修理を依頼したが修理代金が高額だとの苦情や水洗トイレを市の指定業者に修理をしてもらったが料金が高額だとの苦情も数件あった。

◇市役所等の公的な組織や機関を名乗ったり、指定を受けたとのセールストークを使用した悪質な訪販も見受けられた。(次頁の上表、参照)



兵庫県南部地震以降の月別相談一覧

| 内 容          | 総 数    | 屋根、シート関係 |     | 塀・家屋<br>解体、補修 |     | 借家、借地関係 |     | 物価、商品等<br>の価格、品質等 |     |
|--------------|--------|----------|-----|---------------|-----|---------|-----|-------------------|-----|
|              |        | 苦情       | 問合せ | 苦情            | 問合せ | 苦情      | 問合せ | 苦情                | 問合せ |
| 1月計          | 39     | 3        | 3   |               | 1   | 2       | 2   | 2                 | 1   |
| 地震 他         | 26 13  | 26       |     |               |     |         |     |                   |     |
| 2月計          | 132    | 18       | 17  | 2             | 9   | 11      | 2   | 4                 | 4   |
| 地震 他         | 93 39  | 93       |     |               |     |         |     |                   |     |
| 3月計          | 126    | 13       | 11  | 6             | 6   | 9       |     |                   | 1   |
| 地震 他         | 68 58  | 68       |     |               |     |         |     |                   |     |
| 1/23<br>～3/末 | 297    | 34       | 31  | 8             | 16  | 22      | 4   | 6                 | 6   |
|              | 187110 | 187      |     |               |     |         |     |                   |     |
| 年度計          | 959    |          |     |               |     |         |     |                   |     |

| 内 容          | ライフライン、生活情報<br>風呂開設状況、復旧状況等 |     | 商品、役務の解約<br>(震災が理由) |     | 家の建築等<br>住宅診断 |     | 修理代金<br>(表題以外のもの) |     | その他<br>地震関連外 |     |
|--------------|-----------------------------|-----|---------------------|-----|---------------|-----|-------------------|-----|--------------|-----|
|              | 苦情                          | 問合せ | 苦情                  | 問合せ | 苦情            | 問合せ | 苦情                | 問合せ | 苦情           | 問合せ |
| 1月計          | 2                           | 2   |                     | 1   | 4             | 1   | 2                 |     | 9            | 4   |
| 地震 他         |                             |     |                     |     |               |     |                   |     | 13           |     |
| 2月計          | 2                           | 4   | 2                   | 1   | 2             | 2   | 10                | 3   | 21           | 17  |
| 地震 他         |                             |     |                     |     |               |     |                   |     | 39           |     |
| 3月計          | 3                           | 3   | 2                   |     | 3             | 2   | 7                 | 2   | 43           | 15  |
| 地震 他         |                             |     |                     |     |               |     |                   |     | 58           |     |
| 1/23<br>～3/末 | 7                           | 9   | 4                   | 2   | 9             | 5   | 19                | 5   | 73           | 36  |
|              |                             |     |                     |     |               |     |                   |     | 110          |     |
| 年度計          |                             |     |                     |     |               |     |                   |     |              |     |

⑭ 女性センター窓口相談

女性センターでは、ボランティアの協力により、被災者の心の相談や法律相談等を行った。

|      | 相談期間                     | 件数 | 実施者                 |
|------|--------------------------|----|---------------------|
| 電話相談 | 平成7年2月6日～<br>平成7年3月31日まで | 90 | 宝塚市女性センターカウンセラーグループ |
| 面接相談 | 平成7年4月1日～<br>平成8年3月31日まで | 73 | 「心のケア・プロジェクト」宝塚ーム   |
| 法律相談 | 平成7年6月16日のみ              | 8  | 近畿弁護士会連合会           |

5 市民からの要望等

(1) 陳情、要望、苦情等

震災後、市民はじめ各種団体から、日常生活における市政に対する要望・苦情・提言が数多く寄せられた。団体からは、早期に都市再生ビジョンと住宅復興、建築法・消防法の法的規制の緩和、震災被災視覚障害者の救援・復興に関する要望書や陳情書また、市民から「市長さんにひとこと」の提言はがきや、電話各種団体からの直接来庁による苦情、要望なども多くあった。

平成6年度の陳情、要望、苦情等の受付件数  
(広聴カード処理分)

|                      |      |
|----------------------|------|
| 一般窓口受付 (個人92件、団体84件) | 176件 |
| 市長窓口受付               | 1件   |
| 職員広聴マン受付             | 15件  |
| 提言「市長さんにひとこと」        | 262件 |
| 市政モニター受付件数           | 48件  |
| シニアアドバイザー            | 1件   |
| ファックスによる受信 (団体)      | 1件   |
| 合 計                  | 504件 |

| 受付月日  | 団体名              | 内容要約  |
|-------|------------------|---|
| 1月24日 | 伊子志自治会           | 兵庫県南部地震<br>・地震に関する広報について<br>・家屋の調査・診断<br>・入浴対策  |
| 1月27日 | 宝塚民主商工会          | 兵庫県南部地震の被災市民・中小業者に対する十分な救援と営業再開へ向けるための要望書   |
| 1月28日 | 宝塚地区労働組合総連合      | 阪神大震災についての要望書   |
| 2月7日  | 中山寺自治会           | 阪神大震災に伴う要望書   |
| 2月7日  | ラ・ビスタ宝塚団地自治会     | 要請書（焼却処分場を他の場所に移して頂きたい。）  |
| 2月10日 | 月見山2丁目自治会        | 緊急要望書<br>・2丁目全体としての地割れ、地滑り、2次災害の危険について<br>・緊急時の避難路、非難場所確保について<br>・広報活動、情報公開、救助法、公的資金融資、緊急物資等について  |
| 2月10日 | 日本共産党宝塚市議員団      | 兵庫県南部地震対策の申し入れ  |
| 2月10日 | 阪急電鉄(株)          | 倒壊建物等の解体  |
| 2月10日 | 新進党阪神大震災支援現地対策本部 | 住宅ローン等<br>・住宅ローンの補償的な措置について<br>・土地を市等で適正な価格で買い上げ、再開発の分譲マンションを建設して、土地提供者へ優先的に入居できるような対策を検討されたい。  |
| 2月10日 | 治部和夫他6名          | 第2次災害に関する要望書  |
| 2月10日 | 鈴木達二郎他           | 陳情書（擁壁の下敷きで生命・財産を失う恐れから救っていただきたい。）  |
| 2月10日 | 宝塚市議会            | 平成7年兵庫県南部地震災害に対する申し入れ書  |
| 2月13日 | 学校法人 兵庫朝鮮学園      | 要望書<br>・宝塚朝鮮初級学校を日本の公私立学校の「一条校」と差別することなく救済措置を講ずること。<br>・震災による被害が大きい学父兄の教育費負担を軽減するための救済措置を講ずること。<br>・当面、学校再開のための校舎補修の応急措置の費用に対して助成措置を講ずること。                      |
| 2月13日 | 宝塚市商店連合会         | 要望書<br>・緊急災害復旧資金融資の実施<br>・本格的な事業復興の為に超低利融資制度の創設<br>・無担保、無保証人融資の拡大及び創設<br>・仮設共同店舗を設置する場合の補助制度の創設<br>・商業基盤等施設整備事業の適用範囲の拡大と補助限度額の引き上げ                              |
| 2月13日 | (株)日本砕石協会兵庫県支部   | 要望書<br>・砕石を「緊急復旧資材」にご指定されたい。<br>・砕石の増産に必要な火薬等の使用の規制緩和をされたい。<br>・バース確保のための早期復旧および仮設栈橋の使用等の弾力的運用への配慮をお願いしたい。<br>・砕石の迅速な供給のために必要な臨時の仮置場について国・県・市有地貸与等についてご検討を賜りたい。 |
| 2月13日 | 雲雀丘3丁目自治会        | 緊急避難道路設置のお願い  |
| 2月13日 | 兵庫県視力障害者を守る会     | 兵庫県南部地震において被災した視覚障害者の救援・復興に関する要望書   |
| 2月14日 | 兵庫県視力障害者を守る会     | 視力障害者被災者の仮設住宅優先入居についての疑問  |
| 2月17日 | ラ・ビスタ宝塚団地自治会     | 団地内「地割れ」に関する要望書   |
| 2月21日 | 日本消費者連盟関西グループ    | 要望書（廃材の野焼き中止について）   |

|       |                   |  |
|-------|-------------------|--|
| 2月21日 | 宝塚市農業委員会          | 兵庫県南部地震災害の復旧に関する要望書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧対策</li> <li>・災害補償及び災害融資対策</li> <li>・市税対策</li> <li>・生産緑地の指定区域内農地の買い上げ等の対策</li> </ul>   |
| 2月24日 | 連合兵庫阪神地域協議会       | 兵庫県南部地震対策についての要請<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の声を反映できる機会を早急につくるとともに、幅広い市民の意見が反映される半恒常的な委員会を設置し、復旧・復興策を策定するよう要請します。</li> <li>・その委員会に労働者代表の参加を要請します。</li> <li>・連合兵庫が国・県に対して要請した内容に沿った対策・施策の具体化を要請します。</li> </ul>        |
| 2月24日 | 花のみち商店街復興促進会      | 設立趣意書  |
| 2月24日 | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会  | 兵庫県南部地震に対する要請  |
| 3月6日  | 生コン産業政策協議会        | 申入書  |
| 3月8日  | 神戸弁護士会            | 阪神・淡路大震災被災地復旧・復興に関する緊急要望書  |
| 3月10日 | 日本赤十字社            | 義援金の早期配分推進等について  |
| 3月13日 | 宝塚第3コーポラス         | 兵庫県南部地震による建物の被害判定の陳情   |
| 3月13日 | ㈱呆け老人をかかえる家族の会    | 阪神・淡路大震災にかかる要望書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・被災された方達のための仮設（一時使用）住宅優先順位について</li> <li>・在宅介護サービスの復旧について</li> </ul>  |
| 3月13日 | 近畿弁護士会連合会         | 要望書<br>総合相談並びに示談斡旋仲裁センターの設置  |
| 3月13日 | 山本自治会             | 山本統合センター建設のお願い   |
| 3月14日 | 大阪府生活関連公共事業拡大連絡会議 | 阪神大震災の早期復興と災害に強い国土建設を求める申入れ書   |
| 3月15日 | 重税反対 西宮・宝塚実行委員会   | 申入書  |
| 3月15日 | 兵庫県労働組合総連合        | 阪神・淡路大震災被災視覚障害者の救援・復興に関する要望書   |
| 3月15日 | 宝塚ロジュマン管理組合       | 宝塚ロジュマン被災証明書変更申入れ  |
| 3月16日 | 中山台自治会            | 要請書（避難場所建設について）  |
| 3月20日 | 鹿塩自治会             | 阪神大震災に伴う被災者よりのお願い<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・建築法、消防法等の法的規制により震災前の住宅が建てられないと聞いた。どうすれば震災前の住宅が建てられるか。</li> <li>・小仁川の雨季時の防災対策（安全対策）をどのように考えているか。</li> <li>・市の指導のもとに仁川駅前都市開発が進められていると聞いている。競馬場への地下道確保と当地域の影響について</li> </ul> |
| 3月20日 | 日本建築学会            | 兵庫県南部地震により損壊した歴史的建造物の修復・保全の要望書   |
| 3月28日 | 宝塚ロジュマン管理組合       | 兵庫県南部地震による災害復興促進のための特別措置を求める要望書  |
| 3月29日 | 兵庫県医師会            | 民間医療機関の再建<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した民間医療機関再建のため、長期低利息の融資制度を実施すること。</li> <li>・被災した民間医療機関の地域医療における公共性を評価するため、助成を実施すること。</li> </ul>  |
| 3月30日 | 関西経済連合会           | 阪神・淡路地域の住宅復興に関する提言<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・広域調整機構の設置</li> <li>・都市再生ビジョンと住宅</li> <li>・安価で良質な住宅の供給</li> <li>・被災者への住宅取得・賃借支援</li> <li>・地方公共団体に対する財政金融支援</li> </ul>   |
| 3月30日 | 神戸市視力障害者福祉協会      | 阪神・淡路大震災被災視覚障害者の救援・復興に関する要望書   |
| 3月31日 | 兵庫県鍼灸マッサージ医師      | 阪神・淡路大震災被災視覚障害者の救援・復興に関する要望書   |



## 6 各機関団体の応援・救護活動

### (1) 警察の活動

#### ① 救急・救助活動

警察の主な任務は生命・身体財産の保護、治安の維持のための犯罪の予防検挙及び交通の確保などであるが地震発生後に「宝塚警察署災害対策本部」を設置し、全国警察からの派遣部隊の中から京都府警察の応援を得て初日から206人体制を確立し、被災者の救助活動等を実施した。

#### ② 警備体制

1月17日午前5時56分、兵庫県宝塚警察署署長を長とする「宝塚警察署災害警備本部」を設置して全警察官の非常招集や道路の損壊状況の調査を実施し、国道176号線バイパス2箇所の橋脚の損壊及び県道塩瀬瀬戸庄線の土砂崩れや道路損壊に伴う通行禁止等の規制を行うとともに宝塚市内への車両の乗入れ防止対策を講じる一方、京都府警察管区機動隊の応援を得て、被災者の救助活動を開始した。

1月21日には、鳥根県警察からパトカーを含む応援を得て治安維持・犯罪予防活動を強力に推進した。

#### ③ 救助・捜索活動

宝塚市内では、北部郊外区域(大原野地区)を除き、管内ほぼ全域で建物の損壊等の被害を受けた。

特に川面地区、山本地区、売布地区において倒壊家屋の下敷きとなって死亡したり、負傷したりした人が集中する人的被害を受けたため、地震発生直後から懸命の救出、救助、捜索活動が活発に行われた。

さらに、本署や各交番に対し、倒壊家屋等で被害住民からの家族の救助、捜索要求が相次ぎ、当時勤務していた署員で救助班等を編成して救出活動に当たるとともに非常招集により参集した210名の署員(他署員を含む)で救出班等を編成して順次各地区に出勤させ、応援部隊の京都府警察管区機動隊員37名や消防署員、多数の市民と協力して行方不明者を発見するまで救助、捜索活動を実施した。その結果、倒壊家屋の下敷きとなっていた85名を救出したほか多数の遺体を収容した。

#### ④ 遺体の収容、検死活動

刑事第一課員・刑事第二課員を中心とした検死班を編成し、宝塚市立病院や宝塚第一病院等へ出勤さ

せ各病院に運び込まれた遺体の検案に当たった。

各病院では次々に運び込まれてきた遺体のため、居場所もない状態となった。次々と駆けつける多数の負傷者の治療のため、検案に従事できる医者の確保ができなくなり遺体の検案等に支障が出てきた。そのため宝塚市に対し多数の遺体の収容ができ、検案等が行える場所の確保を要請し、宝塚市が準備した市立スポーツセンターへ病院から引き渡しのできていない遺体を搬送した。以後収容される遺体は、全て市立スポーツセンターに搬送して検案を行うこととした。市立スポーツセンターでは、遺体収容が一段落するまで、24時間体制で倒壊家屋等から収容された遺体の検案及び身元不明死体の身元の確認を行うとともに遺体や遺品の引渡し等を実施した。死体検案した死者数は83名、死体検案に従事した医師は14名であった。

#### ⑤ 交通規制関係の状況

##### ア 幹線道路の通行規制状況

市内の幹線道路は、数カ所において寸断され、さらに中国自動車道路も通行止めとなったことから、宝塚インターより同道に流入出来なくなった車両が、国道176号線の一般道に迂回し、昼夜を問わず慢性的な交通渋滞を現出した。このため道路管理者等と連携して、道路復旧を支援する交通規制を実施した。

##### ・中国自動車道

宝塚市売布付近において橋脚が損壊したため、上下線を全面通行止めにしての復旧作業を行った結果、1月27日に宝塚インター付近において西行き車線を利用しての対面一車線通行の部分開通となった。

その後、2月12日には宝塚インター付近において上下各2車線が確保され、また宝塚のインターからの乗入れも可能になったことから、国道176号線等の一般道への影響は解消された。

##### ・国道176号線本線

宝塚市中山寺において沿道の家屋(ビル)が倒壊し、その解体作業のため約300mの間を車両通行止めにする交通規制を実施したが、3月10日、解体作業も順調に進んだことから、車両通行止めを解除した。

##### ・国道176号線バイパス

宝塚市小浜、小浜陸橋において橋脚が損壊し、西行き車線を利用しての対面通行規制を6月1日まで実施した。

・市道宝塚池田線

平成6年12月23日に開通した都市計画道路宝塚池田線の武庫川新橋も橋脚基礎が損壊し、東行き車線を利用して対面通行を8月30日まで実施した。

・その他の市道

市街地北部の数カ所において擁壁等の倒壊により通行止めの規制を実施した。

⑥ 交通総量抑制対策

市（災害対策本部）、自家用自動車協会、交通安全協会等と連携して、交通総量抑止のための資料（迂回路・交通総量抑制のお願い等）を作成するとともに主要幹線道路の要点には、看板、横断幕等を設置して広報の徹底を図った。

(2) 自衛隊の救援・応援活動

1月17日5時46分地震発生以後、第3師団は、6時39分師団司令部（千僧駐屯地）に師団指揮所を開設するとともに、TV・ラジオ等で被害情報を収集する等派遣準備を開始した。6時42分第36普通科連隊（伊丹駐屯地）は、人命救助活動を実施した。

平成7年2月3日、陸上自衛隊第3師団は、宝塚市から倒壊家屋等の解体作業の要請を受け、2月7日から作業を行った。

救援、支援活動概要

1、家屋解体

- ・2月7日～4月14日 67日間
- ・売布1丁目、売布2丁目、星の荘、高司1丁目、小林2丁目、仁川北2丁目、川面1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、御殿山2丁目で解体作業を実施
- ・全体で148棟を解体
- ・支援部隊名及び支援期間

第1次東方施設支援群 2月7日～3月26日

栃木県宇都宮市に本部を置く第4施設群を基幹とし、新潟県上越市、千葉県習志野市、埼玉県朝霞市に所在する部隊で構成

第2次東方施設支援群 3月26日～4月15日

神奈川県座間市に本部を置く第3施設群を基幹とし、新潟県上越市、神奈川県座間市、埼玉県朝霞市、山梨県忍野村に所在する部隊で構成

第301施設隊 2月7日～4月15日

（富山市に所在）

第36普通科連隊 2月7日～4月15日

（地元伊丹市所在として全期間にわたり解体支援）

2、ガレキ運搬

・河川敷仮置場からフェニックス埋立地までの搬送

・期間 1月25日～4月26日（瓦礫搬送のみ本日より以後も派遣、最終日の26日まで支援いただく予定）

・搬送量 4月14日現在

ダンプ延べ1,138台

ガレキ4,509トン

・支援部隊名 期間

愛知県豊川市所在の第10特科連隊 1月25日～31日

第36普通科連隊及び宇治市所在の第3施設大隊 2月3日～4月26日

3、給食炊き出し支援 1/18早朝午前3時 10台

・14日間 14,245食

支援部隊 第36普通科連隊

4、入浴支援

・期間 2月3日～3月18日

・利用者 延べ5,846名

・支援部隊

北海道東千歳所在の第7後方支援連隊 第36普通科連隊

5、給水支援

・期間 1月18日～30日

・給水量 延べ177トン

・支援部隊

第3師団第36普通科連隊 名古屋市所在の第10師団

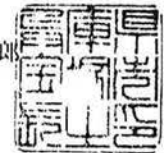


## 要 請 書

宝塚総第 115号  
平成 7年 2月 3日

陸上自衛隊  
第 3 師 団 長 浅 井 輝 久 殿

宝塚市長 正 司 泰 一 郎



兵庫県南部地震に伴う倒壊家屋等の除去について（要 請）

標記について、下記のとおり実施されたく要請致します。

### 記

#### 1 除去すべき倒壊家屋等の所在地及び数

(1) 所在地 : 宝塚市川面1丁目外 添付資料参照 (地域)  
(必要により住宅地図等を以て示します。)

(2) 家屋等数 : 全壊 700棟  
半壊1900棟 合計 2600棟

#### 2 期 間

平成7年 2月 7日 ~ 撤去完了時まで

#### 3 本作業を要請するに当たり、私共において予め、

- ・家屋等の所有者及び地権者等の同意を取り付けること
- ・NTT、関西電力、ガス会社及び隣接家屋等と事前調整を行なうこと
- ・地元民間業者等からの同意を取り付けること
- ・除去作業に際し、所要の職員又はこれに準ずる者（警察官等）を立会させること等の処置を実施しますが、万一本作業に関し、トラブルが発生した場合は、私共において一切の責任をとりますので、念のため申し添えます。



添付資料

|                  |   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
|------------------|---|-----------------|-------|--------------|-----------------|-------|------------------|-------|----------------|-------|-------------|-------|
| 場 所              | ① 宝塚市川面、清荒神周辺地域（川面1丁目外）<br>② 宝塚市売布、星の荘周辺地域（売布1丁目外）<br>③ 宝塚市大成町、大吹町周辺地域（大成町外）<br>④ 宝塚市中筋、山本周辺地域（中筋1丁目外）<br>⑤ 宝塚市仁川周辺地域（仁川北1丁目外）  |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| 対象家屋等            | <table border="0"> <tr> <td>① 宝塚市川面、清荒神周辺地域</td> <td>約765戸</td> <td rowspan="5">合計<br/>約2598戸</td> </tr> <tr> <td>② 宝塚市売布、星の荘周辺地域</td> <td>約705戸</td> </tr> <tr> <td>③ 宝塚市大成町、大吹町周辺地域</td> <td>約508戸</td> </tr> <tr> <td>④ 宝塚市中筋、山本周辺地域</td> <td>約337戸</td> </tr> <tr> <td>⑤ 宝塚市仁川周辺地域</td> <td>約283戸</td> </tr> </table> | ① 宝塚市川面、清荒神周辺地域 | 約765戸 | 合計<br>約2598戸 | ② 宝塚市売布、星の荘周辺地域 | 約705戸 | ③ 宝塚市大成町、大吹町周辺地域 | 約508戸 | ④ 宝塚市中筋、山本周辺地域 | 約337戸 | ⑤ 宝塚市仁川周辺地域 | 約283戸 |
| ① 宝塚市川面、清荒神周辺地域  | 約765戸   | 合計<br>約2598戸    |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| ② 宝塚市売布、星の荘周辺地域  | 約705戸   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| ③ 宝塚市大成町、大吹町周辺地域 | 約508戸   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| ④ 宝塚市中筋、山本周辺地域   | 約337戸   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| ⑤ 宝塚市仁川周辺地域      | 約283戸   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| 家屋の構造            | 木造平屋建て、木造2階建て   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |
| 備 考              |   |                 |       |              |                 |       |                  |       |                |       |             |       |

添付書類 地域の概要図

自衛隊が担任できる倒壊家屋除去の要件

第36普通科連隊

1 緊急性があり、作業可能な木造建築

(1) 緊急性を有するものとは

（余震等の発生により2次災害の危険性を有する物件）

ア 隣家等に被害を及ぼす可能性の大きいもの。

イ 公共性を有し比較的通行の激しい道路に倒壊し、人・車等への直接の危険性及び交通の妨げになる可能性の大きいもの。

ウ 倒壊することにより、電気、電話等の公共性を有する電線、電柱等に被害を及ぼす可能性の大きいもの。

(2) 自衛隊の作業能力として可能なものとは

ア 木造建築の平屋又は2階建て1階が崩壊して1階状となったもの。

イ 一戸建であること。

ウ 自衛隊のユンボ、ダンプトラックの進入が可能なもの又は小型ユンボ、小型ダンプの市からのリースを得て進入及び解体が可能なもの。

エ 近傍に駐車場（大型3～4両、中型6両程度）が確保できるもの。

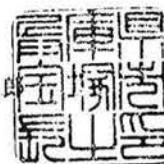
## 兵庫県南部地震に係る瓦礫等の処理に関する協定書

平成7年兵庫県南部地震災害派遣に伴う瓦礫等の処理について、宝塚市長（以下「甲」という。）と、陸上自衛隊第3師団長（第36普通科連隊長）（以下「乙」という。）は、下記のとおり協定する。

- 1 甲は、行方不明者の捜索、2次災害の防止等の差し迫った危険の除去（余震対策を含む。）及び救援活動の実施場所の確保のため、乙に対し、倒壊家屋や瓦礫の除去及びその輸送（以下「瓦礫等の処理」という。）を依頼することができる。
- 2 乙は、甲から瓦礫の処理依頼を受けた場合、乙の保有する能力の範囲において、これを処理するものとする。ただし、更地にするための作業及び不・可燃物の仕分け作業は実施しないものとする。
- 3 兵庫県知事の要請に基づき中部方面総監が現在実施している災害派遣の主たる活動である応急救援活動が終了した場合には、乙は瓦礫等の処理を中止するものとする。
- 4 甲は、本協定に基づき乙が実施する瓦礫等の処理に関し、次の各号に留意するほか、万一紛争が発生した場合には、責任を持ってこれを処理するものとする。
  - (1) 対象物に関する作業リストを乙に提出し、作業に関する必要事項（場所、数、状態等）を明確にすること。
  - (2) 作業に際し、所要の職員又はこれに準ずるもの（警察官等）を立会させること。
  - (3) 倒壊家屋等の所有者及び地権者等の同意を取り付けること及び対象家屋内の家財等の始末について、事前に所要の処置を講ずること。
  - (4) 事前に兵庫県と協議し、NTT、関西電力、ガス会社及び隣接・周辺家屋等の事前調整及び必要な処置を講ずること。
  - (5) 業者等との軋轢が生じないよう措置すること。
  - (6) 乙の作業に係わる駐車場及び宿泊場所等を確保すること。
  - (7) 事前に兵庫県と協議し、作業間に必要な措置（交通規制、立入制限、輸送路の確保等）を講ずること。
- 5 協定締結の証しとして、協定書2部を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1部所持するものとする。
- 6 この協定により難しい場合には、その都度甲乙間で協定するものとする。

平成7年 2月 7日

甲 兵庫県宝塚市長 正 司 泰一



乙 陸上自衛隊

第3師団長

陸将 浅井 輝久

(第36普通科連隊長)

(1等陸佐 黒川 雄三)

